

1. 陳情要望

(1) 飼い主のいない猫の問題に取り組むボランティア活動への支援のお願い

朗 読：書記 ～別紙

意見陳述

○三浦恵美氏

おはようございます。山口県TNR実行委員会の事務局を担当している三浦と申します。まずは、このような時間をつくっていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

山口県は、令和元年の9月に改定された動物愛護管理法で、国及び地方公共団体が講ずべき施策に追加された内容を踏まえ、人と動物とが共生する社会の実現を目指すため、山口県動物愛護管理推進計画の第2次改訂版を、今年3月、発表いたしました。

このような計画書、これは光市のホームページでも検索できると思いますので、ぜひ御覧ください。

この検討委員会のメンバーに、行政機関の代表として、光市環境政策課課長が名を連ねていらっしゃいますので、光市も計画書の中身を把握され、今後、しっかり取り組まれていかれることと期待しております。

さて、この計画書の中で、今回、より明文化されたのが、この計画書の22ページに記載されている地域猫活動の推進です。こちらの22ページになります。ここに書いてあるんですけども、皆さん、「地域猫活動」という言葉を聞かれたことがありますでしょうか。ないようですね。

では、光市でも昨年3月に更新されたホームページで、地域猫活動について、掲載を始めています。しかし、御存じない方のほうが多く、またホームページでは、光市として具体的にどのように取り組むかなどは記載されておられません。

お配りしたこちらの資料なんですけども、こちら、岡山県が作成しております。岡山県、岡山市も作成しているんですけども、岡山県が作成した地域猫活動とは何ですかということ、子供でも分かるようにまとめたパンフレットです。今回、資料をお配りすることで、ちょっと内容については詳しくお話ししませんが、ぜひこの後御覧頂けますと助かります。

このような地域猫活動について、山口県をハンドブックを作成しているんですけども、山口県ではちょっと分かりづらいと思ったので、今回、岡山県のパンフレットのほうをお示しいたしました。

そして、計画書の22ページには、さらに、22ページなんですけども、市町が実施する所有者のいない猫を対象とした不妊去勢措置への助成制度を、県ホームページで広く周知し、所有者のいない猫などへの不妊去勢措置の実施を促進しますと明記してあります。飼い主のいない猫が今以上増えないようにするためには、不妊去勢措置を施すことが、現在のところ有効だと県も認めています。私たちが、今、主軸で取り組んでいるTNRは、この不妊去勢措置のことです。

TNRとは、T、捕獲して、ニューター、不妊去勢手術を施して、リターン、もといた地域に戻して、最後、ケア、お世話していくことです。

猫が増えている現場の相談に対応していて、よく聞かれるのが、不妊去勢手術をしないといけないのは分かっているんだけど、手術代が高過ぎて手が出せないという声です。

経済的負担の軽減に限れば、山口県が市町の地域猫活動推進のサポートとして行う、山口大学共同獣医学部での有料の不妊去勢手術があります。しかし、手続きが煩雑であること、地域の猫として各市町の関係機関が認識している、そして人慣れして触れる猫に限るということで、まず光市が地域猫として認めていないと、この山口大学の手術は利用できません。

ほかに、どうぶつ基金などの財団が、猫の不妊去勢手術に助成金を出していたりしますが、これも山口県内に対応してくれる動物病院がないので使えません。

そこで、私たちは、飼い主のいない猫のTNRイノベーション事業を全国で展開している一般社団法人全国野良猫対策連合会に掛け合って、2020年2月から飼い主のいない猫への不妊去勢手術を開催しています。

全国野良猫対策連合会が行っている有料不妊手術は、1、条件の合う会場があれば開催可能で、ドクターを派遣しての手術です。2、1回につき50匹から80匹は対応可能で、3、手術代は1匹5,500円です。この料金では、三種混合ワクチン、3か月有効のノミ・ダニの薬と、けがや猫に多い口腔内の疾患の治療など、可能な限りの処置も含まれます。

また、手術済みの印に、耳先を桜の花びらに見えるようなV字カット、ちょっと見えにくいかもしれないんですけど、こちらの左耳がV字にカットしてあります。これが手術をしたという印なんですね。これもさせていただきます。

そして、この手術の特徴として、手術の傷が1センチ程度と小さく、麻酔の覚めが早いので、翌日、朝にはリリースが可能といった、人にも猫にも負担の少ない心強いイノベーションです。

広島県では、県の環境課もこのTNRイノベーション事業を利用しています。岡山市では、地元の衆議院議員が手術のために事務所を貸してくださるような、公益性の高い活動と認識されております。

光市で、地域猫活動を推進していく上で欠かせないTNRを、行政と協働でできるなら、市民に地域猫活動の正しい周知もでき、県が目指す地域猫活動の支援者の養成も併せて進めていけるので、陳情に上げた、2、不妊去勢手術の会場と、3、勉強会や地域の猫を減らすための譲渡会への会場提供の御支援を陳情した次第です。

また、1の看板設置のお願いについてですが、こちらの看板を立ててほしいと、これまでも私たちは環境政策課に何度もお願いしていますが、できませんと断られ続けています。

県内のほかの市町では、市町の名前で看板を設置しているところもあります。光市は、ホームページにこのポスターのPDFを掲載していますが、それで周知はできているとお考えなのかと疑問に思っています。

私たちが看板設置をお願いしている場所は、猫の遺棄、いわゆる捨て猫が絶えない場

所です。TNRを進めても進めても、次から次へと捨てられて切りがないのです。

啓発活動は抑止力になります。ぜひとも看板設置の御協力を賜りたく、陳情いたします。

さて、来週月曜日、9月20日からの1週間は動物愛護週間です。そして、愛護週間を挟む9月1日から10月29日までの2か月間を、山口県は独自に、動物の飼い方マナーアップ強化月間と定め、いわゆるペットと言われる犬や猫の適正飼育を啓発し、飼育放棄による殺処分や捨てられて飼い主のいない状態にさせないように、県として重点的に取り組むということです。

このたび、光市のコロナワクチン接種のシステムは、県内や県外の知人から、光市のシステムはすごいねと称賛されました。県の動物愛護推進計画も、光市がお手本になれば、私たち市民も大変誇らしいです。

以上3点、陳述いたします。御清聴ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 山口県飲食業生活衛生同業組合に対する支援について

朗 読：書記 ～別紙

意見陳述

○上原良一氏

山口県飲食業生活衛生同業組合光支部、光料飲組合で皆様に御愛顧頂いております、光支部長の上原でございます。いつも光料飲組合を御支援頂きまして、厚く御礼を申し上げます。今回も、遅い時間までお付き合い頂きまして、ありがとうございます。

光市におきましても、プレミアム商品券事業ですとか、中小企業継続支援金、がんばる事業者リスタート支援補助、中小企業不況対策としての特別融資、利子補給、セーフティー保証等の施策を講じていただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨今の新型感染症対策としても、山口県をリードする形でワクチン接種の積極推進によって、市内の感染者の減少が顕著になってきているところに関しては、実感しております。大変感謝申し上げます。

近県に発出されております、まん延防止等重点措置ですとか、緊急事態宣言、こちらのほうの風評と言えるような影響がもう少なからず出ております。これは免れるところがないところでございます。

先月末より、県より発出されました、時短営業要請につきましても、2週間の延長がなされております。これにつきましては、県のほうからは補助金を頂けるとい、協力金を頂けるとい形ではかなり助かっているところではございます。

現状、市・県の補助、対策等から外れた業態が、実は、光料飲組合にもございます。皆様御存じのとおり、光市の中心飲食街になっております島田市ですね。もし、歩いていただくとよく分かると思うんですが、夜は明かりが完全に落ちている状態でございます。

ます。こういった状態かといいますと、やっぱりもう平らに言うと飲み屋さんになってくるんですね。スナックですとかラウンジ、そういったところは、こういった施策から取り残される、どうしても影響を免れないんです。

プレミアム商品券などは大変にありがたいことでありまして、本当に飲食、食事のなされる場所におきましては、大変に助かっているところではございますが、そういったプレミアム飲食券が使われることのないところに光を当てていきたいということで、私たち料飲組合におきまして、県の本部ですとか各支部において、もう行政におすがりするところもありますし、もう会員全てで力を合わせて、何とか打開をしていこうというふうに考えているところです。

ですから、こちらで先月、議長さんのほうに要望書を出させていただきましたが、1か月余りたったところで、もう状況は完全に変わっております。全く別のフェーズに入ってきております。実際の業務として、料飲組合自体もう継続が難しいんじゃないかと、こういう状態があと1年、2年続いていった場合には、組合自体の資金繰りがもはやできなくなってくるという状況になってきております。

現在116店舗、会員数はございます。ただ、その中でも、カラオケですとか、本当にスナック、ラウンジといったところが、あと2年後にどれだけ残っているかといったところがもう喫緊の課題になってきているところです。

もちろん、お店の方々、光市民の方が大変多うございます。そして、料飲組合に加盟されている方、事務の方、役員全て光市で働いている、もしくは光市に居を構えているという方々です。もちろん、市民でありますし、事業者でございます。そういったところで、もし行政のほうから光を当てていただければ、これは大変にありがたいことだなと思っておりますし、そういった苦境をぜひ知っていただきたく、こちらで要望書のほうを出させていただきます。

これまで3回、市のほうには要望書を出させていただいております。これで4回目でございます。皆さんに話を聞いていただけるというのは、大変ありがたいことでございますし、もしこれが、皆さんの総意として、何らかの形で事業者たちに公平に光が当たるような施策がもしあるのであれば、そちらのほう、御審議頂ければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。よろしく申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 令和2年度光市水道事業決算について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

水道事業決算について質問をいたします。

決算における純利益が予算に対して増加したという点で、質問を行いたいというところをお願いします。

17ページ、お願いします。ここに令和2年度の給水戸数、また有収水量等の業務量が示されております。私、当初予算書も持っておりますけど、水道事業の令和2年度の決算において、当初予算での予定量に対し、決算での増減がちょっと変わっているような気がするんですけど、その辺りの説明をお願いします。

○中西業務課長

令和2年度当初の業務量ということでお答えいたします。

令和2年度当初予算の給水戸数は2万2,312戸、有収水量は809万6,000m³を予定しております。決算対比ではそれぞれ給水戸数は187戸の増加、有収水量は9万8,955m³の減少となりました。

以上でございます。

○田邊委員

今言われたように、その業務量に対して当初予算ではどの程度の純利益を見込んでいたのかというところ、純利益2億円と言われたんですけど、その辺りの関係をお願いします。

○中西業務課長

令和2年度の当初予算作成時点でございますと、純利益は1億3,977万2,000円を見込んでおりました。

以上でございます。

○田邊委員

回答によると、給水戸数は約180戸増加、そして有収水量が9万8,955m³の減少であれば、収入が減少すると私は考えました。なぜ、決算では予算に対しての純利益が生じたか、この辺りをもっと詳しくお願いしたいと。

○中西業務課長

令和2年度の決算では、先ほども申し上げましたように、純利益を2億20万4,912円計上しております。予算に対しまして、約6,000万円増加する結果となりました。

予算は税込みでお示ししまして、決算は税抜きとなりますので、予算を税抜きと考えて、説明させていただきます。

まず、収入でございますが、有収水量は、先ほどの数字、9万8,955m³減少したことによりまして、給水収益は約1,000万円減少しましたが、その他の収益としまして、加入金が約600万円増加、他会計負担金が約680万円増加したことなどによりまして、収入全体では、予算対比が約160万円の減額にとどまったところでございます。

一方、支出でございますが、動力費で1,730万円、人件費で約730万円、修繕費で約590万円、支払い利息で約230万円、さらにコロナの影響によりまして、研修費、旅費等の予算未執行などによりまして、支出全体で約6,200万円の大幅な減少となったところでございます。

その結果、収支差引で約6,000万円となりまして、予算に対して純利益も約6,000万円多く計上することができたということでございます。

○田邊委員

支出で、今、説明があった、減少と。コロナの影響もあったというところで、こういった決算になったという理解でよろしいんですか。

○中西業務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

はい、分かりました。決算のほうは分かったんですけど、この決算審査意見書にも、先ほどの執行部の答弁にも、水道事業ビジョンのことをうたっておると、これについては、今後も水道事業ビジョンに基づき、強靱で持続できる基盤を形成し、安全・安心な水の供給を次世代につないでいくことを望むものであるというところで、今の水道事業は、水道ビジョンによってアセットマネジメントなどを行っているというところは、私も理解しておるところであります。

その辺りで決算の、水道事業に対して水道ビジョンがどのように反映されたかという点でお伺いしたい。このビジョンでは、アセットマネジメント、災害等の対応計画、そして水安全計画、これが、3つの主要施策が大事であるとうたっておりますと。このうち、水安全計画というのは、なかなか見えるところじゃないというところで、令和2年度において、この水安全計画はどのように反映されたか、その辺りをお願いしたい。

○中西業務課長

まず、委員が言われました、水安全計画でございますが、水安全計画とはどういったものかというところに、まず御説明させていただきたいと思えます。

平成30年度に策定しました水道事業ビジョンでは、将来にわたって健全な水道事業を運営していくための10年間の取組として、委員が言われましたように、強靱であり、あと持続、安全という3つの観点から施策を示したところでございます。

このうち、水安全計画につきましては、水質の安全性の向上について着目したものでございまして、水源から取水、浄水、送配水といった、お客様に水道水を届けるプロセスの中で、水質に危害を加えるリスクを抽出し、これらの監視、制御体制の確立、さらには保全対策の強化などを掲げているところでございます。

ご質問の、令和2年度において、どのように反映させたかということでございますが、まず、作成状況についてですが、水安全計画につきましては、令和元年度に素案を作成

したところでございますが、他の計画や危機管理マニュアルなどの整合性を取る必要がございます。一部運用は行っているものの、最終的な完成に至っていないところでございます。令和2年度で経費をかけた施策というのは実施していないのが現状でございます。

以上でございます。

○田邊委員

今言われたように、令和2年度においては、経費をかけた施策は実施していないというところであるというところですね、分かりました。

なら、令和2年度にその水安全計画、この水道ビジョンの3つ目なんですけど、これに取り組んだことがあるのかないのか、その辺り、ないということですか。

○藤井工務課長

通常業務の一環として取り組んでいる取組内容としましては、まずリフレッシュ大作戦を毎年行っております。これは、消火栓を一斉に放水することで、急激な流速を与えて管内の付着物を洗い流すといった作業でございます。これを市内4ブロックに分けて取り組んでおります。

次に、小規模受水槽を設置している方に適切な維持管理の指導、情報提供を行っております。この取組みが水安全計画の蛇口から出る水の水質と安全性を高める行動につながっております。

○田邊委員

分かりました。毎年度継続的に行う施策の中に、この水質管理はやりよりますよというところですね。

以上です。

○大田委員

二、三点、お聞きしますが、決算書の8ページに記載されている現金預金約15億円となっております。また、借入金も34ページ、2億円借り入れたようになっていますが、現金が15億円あるので、2億円ももっと減らせるんじゃないかと思うんですが、そのところをお聞きしたいと思います。

○中西業務課長

先ほどから申し上げております、平成30年度に作成しました水道事業ビジョンでございますが、今後の管路を中心とした老朽施設の更新、耐震化を行う財源として、その水道事業ビジョン作成時に、借入金のシミュレーションを複数行いました。その中で、財政負担、あとは資金残高の安定性等を考慮した結果、毎事業年度の2億円の借入れとした財政計画をお示したところでございます。

令和2年度末の資金残高は、この計画値を上回っている状況でございますが、管路以

外の施設の将来の大型更新を考慮した場合、さらに投資資金が必要となりますので、そのときの財源を可能な限り借入金に依存しないためにも、低金利で借入れが行える現在は、借入金を減らさず、現預金を増加させたい考え方でございます。

以上でございます。

○大田委員

借入金が低金利じゃから減らさずにそのまま進んでいきたいということじゃったと思います。

また、総額で約52億6,900万円の借入金があって、毎年が約3億円返しておられるとなっているんですが、そこに対して、現金預金15億円、どのぐらい現金を持ちよるのが適当かどうかちゅうのがあると思うんですが、そこんところをお答え願えませんか。

○中西業務課長

日本全国の水道事業でございますが、約5万人以下の給水人口の規模でございますと、給水収益の約1年分が手持ち現金の平均値となります。となりますと、私ども1年間の収益としては約10億円の給水収益を計上しておりますので、これが適切ということになるかとは思いますが、突発的な事故に備えた余裕資金も踏まえて、給水収益の約1.5か年分、10億円に対して1.5は15億円となるので、今のところ、このぐらいの金額が適切な現預金であるということになるかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

1年分の約1.5か月分ちゅうのが15億円で、そのぐらいが適当であろうかというようにお答え頂いたんですが、大体、いつもこのぐらいの現金を持っておこうという考えでおられるわけですか。

○中西業務課長

先ほど委員が言われましたように、実は、企業債の償還が、今、毎年毎年増えている状況でございます。これのピークが令和11年度、今年でありますと3億円でしたが、令和11年でございますと、3億6,000万円ぐらい元金の償還が生じることとなります。そのため、手持ち現金というのは、純利益の計上状況にもよりますが、徐々に減っていくことも考えられます。あとは、先ほども申し上げましたように、今後の大型投資に備えてある程度の資金は確保しておきたいというところで、やはり15億円というところを目安に、確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、言われたように、今後とも15億円の現金預金を持たれる努力をしていってください。

次に、決算書の15ページか16ページか、令和2年度では工事をされておられます。その中で、老朽化の布設替え工事を実施されているように表示されていますが、令和2年度の耐震化率、管路の耐震化率はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○藤井工務課長

管路の耐震化率は、前年度より1.2%増加し、39.1%になりました。延長は141kmであります。この耐震化率が示すものは、最大規模の地震が起きても大丈夫な管と認識をしていただけたらと思います。

次に、レベル1地震動適合管率というのがございます。この率は、水道事業ビジョンで示した管路整備計画の目標に対する進捗を表すものです。ビジョンでは、令和19年度末までに市内全ての配水管路をレベル1地震動適合管以上のものとするを旨とし、南海トラフ地震発生時に被害を最小限に抑えることを目的としております。

具体的に申しますと、耐震化性能が全くない、地震が起きたときに破損被害が大きい初期のビニール管VP、それから古い铸铁管CIP、この2つを令和19年度末までに全て更新することを旨としております。

現在の整備率は88.1%でございます。今後、この管路の耐震化率とレベル1地震動適合管率、この2つの数値で管路の整備の進捗状況を示していけたらと考えております。

以上です。

○大田委員

令和19年度まで完成を見込んでいるというような、たしか答弁じゃったと思うんですが、それがレベル1の耐震化の100%っちゃうことですか。

○藤井工務課長

はい。令和19年度までに、これは言い方を変えますと、VPとCIPを全て更新することによりレベル1地震動に適合した配水管路の割合100%を目指しているということでございます。

以上です。

○大田委員

VPとCIP管ですか、あれを大体100%の見込みで令和19年度までに完成の見込みと。その間の耐震化は、レベル1以上に考えられると思うんですが、その見込みはどのくらい見込んでおられるんですか。

○藤井工務課長

毎年、配水管整備事業で更新工事を行ってまいります。新たに布設するものは全て耐震管です。よって、配水管整備事業の進捗が耐震化率の向上になると考えます。

以上です。

○大田委員

土の中に埋まってるから、あんまり地震が、いろんな災害が来ても分からないから、なるだけ、今までどおり、耐震化率、普及に努めてください。よろしくお願いします。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第53号 令和2年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第51号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

この条例改正は、光市では該当するところがないと言われましたが、どういう事業所が、よその事例でもいいですから、あったら教えてください。

○西村子ども家庭課長

この家庭的保育事業というのは、先ほども申し上げましたが、小規模で各市町が認定

するもので、近隣で申し上げますと、下松市に4事業所、周南市に小規模保育所が4事業所と事業所内保育所が2か所でございます。柳井市にはございません。

以上でございます。

○大田委員

事業所内保育所と言われたら、極端な言い方すると、今、光には病院の保育所がありますよね、あねえなところを言うわけですか。

○西村子ども家庭課長

いわゆる病院の中にある事業所は認可外保育所ということですが、それとはまた別のものになります。

○大田委員

いや、それ、そやけ、どういうふうな、ちょっと具体例的にどねえのかというのを教えてください。

○西村子ども家庭課長

こちらの家庭的保育事業所等の中の事業所内保育事業というのは、事業所の中でも保育をするんですけども、一部地域の方も受け入れるという、そういったものでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第46号 令和3年度光市一般会計補正予算（第6号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

生活困窮者の自立支援事業、今、7件分のところをちょっと追加すると、3件、今、支給決定ということだったんですが、今、申込み自体というのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○山根福祉総務課長

申込み自体は本年度4件ございました。そのうち3件、先ほど説明をしましたとおり、支給決定をしておるといふ状況でございます。

○清水委員

ありがとうございます。理解できました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第48号 令和3年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○清水委員

生活困窮者自立支援事業なども、先ほどちょっとありましたが、このコロナ禍で生活困窮者、困窮世帯というのはすごい増えております。今、本市として、現在どのような、こういった支援事業も含めて、どのようなことを実施しているかというのをお聞かせください。

○山根福祉総務課長

生活に困窮されていらっしゃる方への支援策としましては、まずは、市が社会福祉協議会に委託をして設置をしていただいております。生活困窮者自立支援事業の相談窓口で御相談頂いて、相談者の生活状況等を確認し、抱えている問題を整理する中で、問題解決に向けて相談員と共に支援計画を作成し、生活の安定に向けた自立支援を実施しております。

その上で、生活資金にお悩みの方につきましては、これも社会福祉協議会において実施しております、主に休業された方向けの緊急小口資金であったり、主に失業された方向けの総合支援資金といった貸付制度を御案内し、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯や再貸付けについて不承認とされた世帯等については、先ほどもちょっと触れさせていただきました、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を、また住居を失うおそれのある方に対しましては、住居確保給付金の利用を御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。

やっぱり先ほどちょっと要望でもあったんですけど、なかなか事業されている方も生活が非常に困窮している方も多いということだったので、社協のほうで緊急小口融資の再貸付け等々やっておられると思うんですけども、この辺り、結構、知らない方とかもいらっしゃると思うので、また周知などもどんどんしていただけたらなと思っております。

あと、次の質問で、またこのコロナ禍で、全国的に児童虐待数が増えておるといようなことをテレビのニュースなどで見る場合があります。そこで、6月の委員会でも私、伺ったんですけど、そのときはまた状況が変わっておるのかなというところもありまして、直近、分かる範囲で児童虐待数の推移というのを教えていただきたいです。

○和久子ども相談担当課長

本市におきましては、6月以降におきまして、直接その新型コロナウイルス感染拡大が影響していると思われる児童虐待については把握をしておりません。したがって、相談数につきましても増加はございません。

以上です。

○清水委員

分かりました。本市としては、コロナの影響で児童虐待が増えておるとか相談がないということで安心しました。しかし、これからまだまだこのコロナ禍が続くことが予想されます。先ほど申し上げたように、生活困窮世帯というのもやっぱり増えている現状でございますし、こういったところでちょっと注視していただいて、しっかりと体制を整えていただけたらと思っております。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○林委員

すみません。コロナワクチンの接種は、光市は特別に進んでいるということで、私たちもとてもうれしく思っている次第でございますけど、ちょっと振り返りということでお尋ねしたいなと思ひまして、12ページもコロナワクチン関係のが出ておりましたけれど、今年の4月から健康増進課のワクチン対策室の方々がしっかりと連携されて、ワクチン接種が進んでこられたと思うんですけど、接種率とか状況とかは逐一お知らせ頂いておりますけれど、ワクチン接種に当たって、準備の進め方というんでしょうか、市全般の対応の状況、例えば部署とか人事、その他の進め方等々、どのように対応されたのか、いろんなところでもすごくお褒め頂いたりしたものですから、ちょっとその大変だったこと、どのように早急に前に進めてこられたのかを教えていただきたいなと思ひます。

○田中健康政策担当次長

こんにちは。ワクチン接種の進め方について御質問を頂いたところです。

ワクチン接種体制の動きが具体化しましたのは、令和3年1月の早い時期からの医師会と市内医療機関との連携体制の確保からとなります。1月6日には、医師会への協力医療機関調査を実施し、市内医療機関等の協力体制を確保し、1月25日には、個別接種、集団接種体制の協力調査を行い、個別接種を中心とした本市の接種体制の確保を図ったところです。

一方、お尋ねの庁内の体制についてでございますが、当初は本業務を健康増進課の担当職員で対応しておりましたが、1月25日には、室長、副室長を含む職員8名体制で、光市新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置、同時に、新型コロナウイルスワクチン接種庁内連携チームを設置し、庁内の体制整備を図ったところでございます。

なお、体制というところですが、対策室の人員といたしましては、会計年度任用職員や兼務辞令を受けた職員等含め、最大14名で対応しております。

対策室の設置後は、対策室において、予約受付コールセンター、集団接種、個別接種、施設での巡回接種、ワクチン確保及び管理・配送等の業務を分担し、業務を計画的に進めてまいりました。

3月12日には、コールセンター業務を名鉄観光株式会社に委託し、3月18日に、オペレーター8名によるコールセンターをあいぱーく光内に開設しております。

なお、オペレーターは状況により増員や減員を行い、1日3名から最大16名の体制で対応しております。

体制を整えた後に、ワクチンの供給の状況を踏まえて、3月末には、65歳以上の市民1万8,541人へワクチン接種案内を発送したところです。4月には、先行してワクチンが確保できた690人に限定したトライアル接種を開始しました。このトライアル接種の予約受付を4月5日に開始したところ、予約が殺到し、電話がつながらないなどの混乱が生じたところです。このことからすぐ対応策を考え、電話回線を増やすなどの改善を図り、改めて4月26日から高齢者の予約を開始し、5月10日から高齢者の本格接種を開始しております。

高齢者の接種におきましては、6月後半には、高齢者の予約がもう落ち着いてきましたので、国の優先順位に基づき、次の優先順位の基礎疾患を有する者等への接種に移行しております。

さらに、光市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染拡大防止及びクラスター発生予防を図る市独自の優先順位を設定し、7月1日からは15から18歳の高校生年齢層と12週以降の妊婦、幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、関係者の予約開始、7月12日からは12歳以上の小学生及び15歳までの中学生、16歳未満の子供の保護者、妊婦の家族の予約を開始、7月20日からは19歳から59歳の予約を開始し、順次接種を進めてまいりました。

また同時に、本市独自に5人以上の事業所等の集団接種の募集を6月中旬から行い、学校や事業所等集団接種を延べ144回実施しております。8月27日には、本市の集計に

より、1回目接種者が市内接種対象者の約8割となったことから、9月6日以降は、12歳に到達する子供の接種を中心に、接種医療機関を縮小したところです。

なお、9月末の2回目接種完了率は82%の見込みでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

今もお聞きしたように、とても早くにいろいろな形で取り組んでいただいて、やはり山口県が一番で、山口県の中で光市が一番ということは、日本で一番かなと自負しているところがございますけど、皆様方の御努力は大変であったと思っております。敬意を表します。

それと、これは費用とか財源については、これはどうなっておりますでしょうか。

○田中健康政策担当次長

費用のお尋ねでありますけれど、費用につきましては10分の10、国・県補助で行っている状況でございます。

○林委員

分かりました。いろいろと御苦勞でございました。ありがとうございました。

○大田委員

今、ワクチン接種のことでいろいろお聞きになられたんですが、他の国でも3回の接種を始めるということが出ております。市民の中にも、今、コロナ禍で心配されておられるんです。だから、光市も第3回目の接種というのを考えておられるんでしょうか。また、考えられておられるんじゃないかなら、第1回目の接種のときのように、混乱が生じないように接種予約、考えておられるんじゃないかと思うんで、そのときの3回目の接種のワクチン方法について、お聞きしたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

3回目のワクチン接種の御質問を頂きました。

3回目の接種につきましては、国においても、有識者による審議会での検討を始められるとのことについて、報道により認識しているところです。しかし、現時点では、まだ県や国からの情報提供や通知がないことから、これまで同様、国の決定があり次第、医師会等や関係機関との十分な連携の下、迅速に接種体制を確保したいと考えております。

また、接種予約におきましては、委員お示しのとおり、また国の決定内容に沿ってではございますが、混乱がないように接種案内、予約対応などにおいて対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

そしたら、国の方針が決まっていなくて、方針が決まり次第、やるかやらんかを決定するというところでよろしゅうございますね。

○田中健康政策担当次長

国の方針が決まりましたら、実施の方向で準備を進めたいと考えております。

○大田委員

了解。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第4号 令和2年度光市下水道事業決算について

説 明：植本下水道課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

決算書の20ページをお開きください。この20ページの業務費を見ると、下水道使用料の徴収事務に5,600万円ぐらいかけているわけですが、これは現在使用料は検針じゃなしに電波で飛ぶようになっているんですか。

それともう一点は、銀行通帳引き取り口座でない人がかなりいると思われるんですけど、何人ぐらいいらっしゃるんでしょう。

○植本下水道課長

委員が言われた業務費のうち、上から11段目、委託料が4,600万円ございます。主にこれは使用料徴収委託料でございまして、下水道使用料は上水道と一元徴収してございまして、その委託料につきまして水道局に支払う委託料でございまして、それと職員の人件費2名分が主な額となっております。

それと口座引き落としの方ですが、これは先ほど申し上げたとおり水道と同時徴収してございまして関係上、水道局が水道事業の決算説明の参考資料に載せてございまして、それが口座振替で88.6%になっております。

以上でございます。

○西崎委員

水道料金と一緒に検針しているわけですけど、これは光市全戸まだ人間による検針で

ございますかね。

○植本下水道課長

これは水道局のほうで委託して検針をしております。シルバー人材センターのほうに委託していると聞いております。

○西崎委員

今ガスとか電力量は検針に行かなくても電波でもう会社のほうで分かるようになってくるんじゃない、使用量は。これ水道はそういうことはできないんでしょうかね、水道水の。

○委員長

これはちょっと水道局でないと。

○西崎委員

下水道だけど。

○委員長

ちょっと確認します。下水道の使用料は水道の検針メーターに比例して、算定されるということでもよろしかったかと、その辺り説明できますか。

○植本下水道課長

下水道使用料の算定につきましては、2か月に一度の水道メーターの水量を基にいたしますので、水道メーターの検針につきましては水道局のほうで担っておりますので、こちらからは今申し上げることはございません。

○西崎委員

水道局でないと具体的なことは下水道課では分からないということで了解しましたけど、そういういい方法はあると私は思うんですが、引き続き検討してみてください。

この業務料のかなりの部分が5,600万円ぐらいあるのは、これかなり節約できるんじゃないかと思うんですけど。

以上です。

○田邊委員

決算書3ページをお願いします。令和2年度光市下水道事業損益計算書の一番上、この下水道使用料7億4,000万円とありますが、これは税抜きであり税込みは幾らになるのかを教えてください。

○植本下水道課長

この下水道使用料の税込み決算額は8億1,465万2,000円になります。

○田邊委員

8億1,000万円ということで今言われたと。私が確認したところ、この下水道使用料は予算と比較して約2,000万円の増額ということであります。こうした中で最終的に純利益16万円程度しかないというところ、どういうところなのかを詳しくお願いします。

○植本下水道課長

先ほど委員がおっしゃったとおり、下水道使用料につきましては、予算と比較しまして約2,000万円増額となったところがございますが、この下水道使用料を含んだ下水道事業全体の収益を見ますと、予算より約1億2,000万円程度下回っております。

また、一方で今度は費用のほうなんですけど、下水道事業費用も予算より約1億2,000万円程度下回っておりまして、こうしたことからこの予算と比較した2,000万円の増額というのは、純利益に影響は与えていないものというふうに考えております。

純利益は16万円程度になりましたが、これについては令和2年度におきましては、損益においてほぼ収支は均衡した経営状況であったというふうに示されるものと考えております。

○田邊委員

要は1億2,000万円なりのいわゆる損益が出たと、1億2,000万円が。ちゅうところは今聞きましたけど、予算ではこの公共下水道の建設改良事業として約2億1,000万円を計上しておったが、これに対しての決算額、こういったものは幾らになったんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいま委員から御質問ございました公共下水道建設改良事業としての予算約2億1,000万円から決算額幾らになったのかということがございますが、予算書の約2億1,000万円につきましては税込みでございまして、決算書の23ページを御覧頂きまして、上から2段目の2億1,589万3,000円から下の2,937万6,364円を差し引きまして、それが1億8,651万7,000円になりますけれども、こちらに消費税を加えました2億308万8,000円となっております。

以上でございます。

○田邊委員

それともう一つ、ちょうどページ開いているんで聞きますけど、ポンプ場の建設改良工事、令和2年度から令和4年度の今回の決算では6,400万円というところなんですけど、これは2年度、3年度、4年度とこれぐらいの額なんですか、このポンプ場。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ポンプ場の今後の計画につきましては、ストックマネジメント計画に基づき光井のポ

ンプ場につきましては、令和2年度から令和4年度までの計画となっておりまして、初年度はポンプですとか重要な施設の機器の更新をいたしましたので、このような6,400万円という大きな額になっておりますけれども、次年度以降は電気設備ですとか、そういったものの更新になりますので、今よりはおよそ半分程度でさらにまた減額という計画にはなっております。

○田邊委員

ポンプ場の6,400万円が割合として今回は大きかったと。光井は3年か4年であるというところで、今回の黒字は16万円というところなんですけど、このポンプ場の工事が若干その割合が低くなると、この16万円の今回の黒字がまた大きくなるような可能性はあるんですか、その辺りはどうなんですか。

○植本下水道課長

この工事につきましては建設改良事業でございますので、全て起債を充当いたしますので収支に影響はございません。

○田邊委員

だから、いわゆる下水道使用料7億4,000万円のやと一般財源の繰入れ分というんがあつて、それでその分は下水処理にあてるということで理解していいわけですか。

○植本下水道課長

今言われたとおり下水道使用料と一般会計の繰り出しにつきましては、汚水処理に係る経費に充てるものでございます。

○田邊委員

そういうことで理解してよいということで、これは起債と別になるよというところね。

○植本下水道課長

はい。

○田邊委員

分かりました。

○大田委員

このたびの今年度の純利益が16万5,000円とあります。そこで現金預金が2億円あるんですよ、2億2,000万円か現金預金が。ちょっと理解がしがたいんですが、そのところ教えてほしいんですが。

○植本下水道課長

16万5,000円というのは、損益計算書上の純利益でございます。損益計算書の中には減価償却費などの現金の支出を伴わない費用も計上しております。ですので、実際には減価償却費によって約5億7,000万円程度の資金が留保されることとなります。

先ほど冒頭申し上げたとおり、資本的収支の不足額に補填財源として3億7,000万円程度補填したことから、残りの2億円程度が現金預金としてためられることとなったところです。

○大田委員

今、減価償却費言われたですね。

○植本下水道課長

はい。

○大田委員

減価償却費はこれだけ2億2,000万円の現金補填になるの、減価償却費はそれになるの。

○植本下水道課長

経費には計上しますけど、実際払わないので、それだけお金がたまるということになります。

○大田委員

減価償却現金になるの。

○植本下水道課長

現金になるものでございます。

○大田委員

現金になるの。それで2億2,000万円、それでほかの減価償却費にはいっぱい書いてある、全部現金。

○植本下水道課長

減価償却費は、繰り返しになりますけど、現金として積み立てることができます。

○大田委員

そうなの。間違いはないんだな。

○植本下水道課長

間違いございません。

○大田委員

はい。それと流域下水道運営管理費の2億7,400万円が、3ページか損益計算書で営業費用として(6)か、流域下水道管理運営負担金2億7,438万9,000円のっているんですよね。これはもっとあったように思うんですが、これだけしかないというようなその内訳等教えてほしいのと。

それから23ページに、流域下水道建設負担金2,900万円のっているんですよ。これはなぜ損益計算書にのらんのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○植本下水道課長

まず、損益の流域下水道管理運営費負担金につきましては、これ2億7,438万円となっておりますが、これは税抜きですので、税込みで3億180万円程度になります。

これにつきましては、浄化センターの維持管理経費といたしまして、浄化センターの流入量に応じて、こちら側の県に負担する維持管理負担金でございます。ですので、損益計算書に計上しております。

流域下水道建設費負担金のほうは、建設改良事業でございますので資本的収支のほうに計上し、損益計算書のほうには収益的収支のみの計上になります。

○大田委員

ここの流域建設負担金は2,900万円だったから、以前からの計算には、もっとあったように思うんです。負担金ともう一つ、維持負担金か。

○植本下水道課長

その維持管理負担金が損益計算書に載っております、約2億円の負担金でございます。

○大田委員

2億7,400万円。

○植本下水道課長

はい。税込みで約3億100万円でございます。

○大田委員

それと23ページの建設費負担金は損益計算書に載らないが2,900万円。これは何年間ずっと県との契約で負担金として払う金なんですかね。

○植本下水道課長

維持管理負担金につきましては山口県と、岩国市と周南市と光市の構成市で協議の上、支払っております。建設負担金のほうは国庫補助事業でございますので、国の補助を受けましてその残りを県と構成市で負担をしているところでございます。

○大田委員

それとそれだけ減価償却費があるんじゃないかと、この資本的収支で当年度分で留保資金で3億7,600万円補填したと収益的収支で書いてあるんです。ここへ記載してあるんです、2ページか。それほど減価償却費があるんだとしたら、今回当年度じゃが3年度からは全部過年度分で見られるということで了解してよろしいですかね。

○植本下水道課長

資本的収支というのは、毎年度ごと、赤字というか資金不足になりますので、毎年度、毎年度、補填をしていかなければなりませんので、そう簡単にたまるものではないというふうに考えております。

○大田委員

苦しいあれじゃったね。それから参考資料で1ページに水洗化率97.7%が言われたわけですよ。ぱっと一般の人で聞くと97.7%も下水道化率になったのかなと感じるわけですよ、一般の人は。それじゃが、都市計画区域内の中の97.7%ということでしょう。そのところをうまいこと説明してもらえたら、いつもありがたいんですよ。

○植本下水道課長

まず、普及率につきましては、行政区域内人口ですので、光市の全ての方のうちの下水がつながる状態になった方、処理区域内の人口ということでございます。

水洗化率というのは、先ほど委員が言われたとおり、下水道がつなげる状態になった方の中で実際につないだ方の率ということになります。

以上です。

○大田委員

だから、説明をもっとね、一般の人でも分かりやすい説明をしてくださいと言うちよるわけです。全人口の97.7%、ただ97.7%が先行すると、光市の中で97.7%もつながちよるんかと思うわけですよ、ね。説明をもっとうまくしてくださいとお願いしちよるだけです。分かりましたかね。いいですか。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○清水委員

まず、山口県が動物愛護管理推進計画を策定して、令和3年3月に第二次改定版を出しております。その地域猫活動の推進が促されておるんですが、県から何かこのことでの指示とか指導とかそういったものというのはありましたでしょうか。

○周田環境政策課長

県においては、令和3年3月に策定した山口県動物愛護管理推進計画において、周辺生活環境の保全の一つに地域猫活動の推進を位置づけております。県からの指示や指導でございますが、4月に開催された主管課長会議において、まずは制度の認知が進むよう県が作成しております地域猫活動ハンドブックの活用等による周知のお願いがございました。

以上です。

○清水委員

そういったハンドブックの周知をしてくださいねというのがあったということだと思います。その周知も含めて本市としてこの地域猫活動の取組というのは、現在どのようなことをされていますでしょうか。

○周田環境政策課長

地域猫活動とは、地域住民が主体となり、周辺住民の合意を得た上で地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方やふんの始末などに関するルールを定めて継続的に管理することで1代限りの生を全うさせ、野良猫による被害や不幸な野良猫の数を減少し、住みよい地域にしていく活動であります。

重要なことは、地域猫活動は猫を守るための活動だけではなく、野良猫とそこに住んでいる地域住民のトラブルをなくすための活動だということです。このため、そこに住んでいる地域住民の理解と認知、少なくとも自治会での了解を得て初めて実施できる取組でございますので、まずはこの活動を知っていただくために、市においては地域猫活動に関して、市のホームページ等において啓発に努めております。

また、地域猫活動に対しての相談があった場合は、周南健康福祉センターと連携して助言等を行うこととしております。

以上です。

○清水委員

分かりました。ホームページでの啓発を今されているということでありました。

ただ、やっぱり、実際この地域猫活動、今日私も実際実行委員の皆さんから話を聞いて非常に理解が深まったんですが、それまでというのは全く知らなかった、猫がうるさいとかふん尿被害とかあるなということぐらいの認識で、それで増やさない活動、不妊治療とかをして増やさない取組みが非常に重要ということが今日分かったんですね。

ですので、まずはこの啓発活動をしっかりしていかなきゃいけないと思っておるんで

すが、やっぱり私のように知らない人たくさんいらっしゃると思うんですけど、ホームページだけの啓発というのはちょっと弱いのかなというふうに感じております。それも踏まえて、今回こういった要望等も出ておりますが、今後の取組の課題とかどういうふうにしていくとか、そういう考えがあればぜひお聞かせください。

○周田環境政策課長

先ほども申しましたが、そこに住んでいる地域住民の理解と認知があって初めて実施できる取組でございます。しかし、猫に対する様々な意見をお持ちの方もいらっしゃるもので、全ての方の理解を得ることが難しいことが課題だと認識しております。県内においてもこうしたことが課題となり、なかなか取組が進んでいないとお聞きしております。

○清水委員

確かにおっしゃるとおり、不妊治療するのがどうなのかという御意見とかいうのも実際あると思います。なので、そういったところの理解を地域の方々にしていただくというのが課題ということも認識できました。

ちなみになんですけど、こうやった猫の鳴き声とかふん尿被害とかの苦情、先ほど何かあったときに対応するとおっしゃられたんですけど、市にそういった苦情で、猫問題の苦情で、実際年間何件ぐらい今あって来ているのか、もし分かれば教えてください。

○周田環境政策課長

件数は把握しておりませんが、時折苦情やトラブルの相談がございます。内容は餌やり、ふん尿被害、鳴き声被害、敷地内で子猫を産んだ等でございます。

○清水委員

そういったときの対応というのは、例えば敷地内で猫が生まれたとかふん尿被害が大変なんだって、あそこの家が餌やってるから絶対うちにふん尿するんだみたいなことがあったときというのは、どういうふうに対応されているんですか。

○周田環境政策課長

猫の場合は、まず飼い猫か野良猫かの区別がつかないので、確認や対応が本当に難しい状況がございます。内容によっては、周南健康福祉センターの職員と連携して対象の方を訪問して、現状の確認や苦情に対する対応のお願いをしているところであります。

また、自治会からの申出があった場合には、野良猫に対する自治会回覧板とかチラシの提供や餌やり禁止看板を無料で配布をしておるところでございます。

○清水委員

今看板というのは出たんですけど、今日陳情の中で環境部のほうに看板の話したら、それは建設部のほうに言ってくれと言われたというのがあったんですけど、今言われた看板をお渡しするというのは、看板を差し上げるからあなたの敷地のところに、よく僕も犬

の散歩とかで見かける「ふんを持ち帰ってください」みたいな、ああいった看板を自分の敷地に立ててくださいというような認識でしょうか。

○周田環境政策課長

そうでございます。

○清水委員

分かりました。今日私が非常に重要な問題だなと認識したのが、確かに猫の鳴き声とかふん尿被害というのもあるんですが、やはりマダニというのを非常に重要というか大切な問題だなというふうに感じました。

どんどん猫が繁殖して増えてしまうと、小学生のお子さんとか子どもは結構、人間に慣れてる猫だったら野良猫でも触ってしまうことが多いので、そうなったときにやっぱりマダニにかまれたりとかして、最悪の場合にはお亡くなりになるケースというのも山口県内でも、先ほどちょっと休憩中調べたら、去年ぐらいだったと思うんですけど、そういう死亡例もありました。

ですので、そういったところ踏まえてなんですけど、今日来られた実行委員会の皆さんが積極的に活動されて、この地域猫活動の地盤というのは大分つくられていると私、今日感じたんですね。

ですので、本市としても何かそういった担当チームとか一緒に窓口になるとか、何かそういった取組みを民間の団体とか個人とかと一緒に手を組めば、啓発活動も一気に広まるんじゃないかなと。やっぱり今日もおっしゃっていたのも、行政としての後ろ盾というか、積極的に本市としても取り組んでいるんだよというのがあると、やっぱり近隣の方に言いやすいということもおっしゃられていたんですね。

ですので、そのためには本市としてもこういう取組みを、ホームページで掲載されているということではあるんですけど、広報でそれを発信していただいたりとか、ぜひ協力していただきたいなど。これは要望でございますが、ぜひお願いいたします。

ちょっとこれ所管が違うからどうなのかなと微妙なんですけど、その中で市の保有する物件で不妊治療するとき、手術する場所を貸していただきたいという陳情内容もありました。そういったことを考えることはできないのでしょうか。

○周田環境政策課長

公共施設の利用につきましては、施設を所管する部署において判断することとなります。施設ごとの規定もございますので、使用に関する具体的な内容等お示ししていただいた上で、施設が所管する部署においての判断となりますので、この場で利用に関するお答えはできませんが、各部署に情報提供はできるものと思っております。

○清水委員

ぜひお願いいたします。

あと最後に、今日お話を聞くまで私、猫は繁殖率がすごいということ、繁殖力が強い

というの知らなかったんですね。ですので、早め、早めに手を打って、何かお金をかけるということではなくて、手を打てるところは打っておかないと、物すごく増えた後だったらもう手がつけられない状態になるということも大いに予想されるんじゃないかなと思うので、今のうちにかというか取りかかりは早くして、後はそうなるとボランティアの方とか地域の活動だと思しますので、その中で地域の方々が参加しやすいように行政が後ろ盾になるというか、そういった取組みをしていただけたらなと思しますので、こちらも重ねて要望とさせていただきます。

以上です。

○仲山委員

今日、陳情の陳述を受けました。その中で私も話を聞いていてあるいは自分のこれまでの体験上、知っているところと併せて考えたときに、やはりこれは市内でそんなに少ない話ではないんじゃないかということを理解しました。

それと地域の課題として、猫による不和というのはそこらじゅうで私も耳にします。その背景として猫が増えることによって起こる問題もあるということも理解した上で、今、環境省や県という話が出ましたけれども、地域猫という取組みがその課題に対して一つの方法であるということは示されているのかなと。

あと所管のほうのお話の中でもありましたけれども、地域の取組みなので、地域のほうが自治会なりで取り組んでもらわないとなかなかやってくささいと言ってやってもらものではないと。その辺りで恐らく今どちらもが手をこまねいているような状態かなと私は推察するわけですがけれども。一つには今、清水委員もおっしゃいました啓発というか周知というのがすごく大事なことになるかと思えます。

それと同時に、このたび陳情を出してきていらっしゃる団体以外にもあるのかもしれませんが、そういったことを課題として取り組もうとしている市民と話す場というか協議する場が今までなかったのかなと。そのためにこの陳情、要望の内容も話が伝わっていない感じのする話もありました。

今後は、ぜひそのあたり市内で活動していらっしゃる方とも協議をする場を設けたりあるいはどうやったら地域でそういうことに取り組んでもらえるか。実際に町内の中をつなかりを分断してしまうようなことも現に起きているのを私も見ていますので、その辺りのことについて、啓発や連携を取るとか、そういうことについて考えていただきたいと思えますけど、お考えはいかがでしょうか。

○周田環境政策課長

活動団体との協力というものを否定するものではありませんが、現時点で活動団体の把握が全くできておりません。県の動物愛護管理推進計画の規定の中にありますが、地域猫活動の支援者として登録される、そういうことがあれば把握もでき、協力しやすいのではないかと思います。

以上です。

○仲山委員

いい情報頂きました。ぜひ、紹介しておきたいと思います。ありがとうございます。

○木村委員

一点、確認しておきたいと思います。私も今日、山口TNR実行委員会というところから陳情を頂いて知り得た情報なんですけれども、多頭飼育崩壊という言葉があったんですが、猫をかわいがる方というのはやっぱりどうしても自分の家で多くの猫を飼ってしまって、またそれが増えつづけていって、自分でももうどうしようもなくなるというような状態だと思えます。こういった事例は光市の中では把握されておりますか。

○周田環境政策課長

犬は把握をしておりますが、猫のほうは把握をしておりません。

○木村委員

こうした状況の中で、御本人も意図しないような形でもう崩壊していき、生活がままならないということもあるようです。そういったことがやっぱり陥ると大変、市長のほうも言ってらっしゃる誰一人取り残さない。さっき同僚委員のほうからも話がありましたように、マダニの対策であるとかノミ、全ての衛生面でも様々な問題点が生じる、そういったことを放置しないようお願いしたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○仲山委員

懸案でございます、室積のアルゼンチンアリ防除のことについてであります。一般質問の答弁の中で、国の補助を受けるために準備をしている旨の話がありましたが、アルゼンチンアリ防除に充てる国の交付金のことと思えます。その交付金の概要、額であるとか率であるとか、期間であるとか、そういった概要についてお伺いしたいと思います。

○周田環境政策課長

国の生物多様性保全推進交付金は、地域における生物多様性の保全再生に資する取組に必要な費用の一部を国が交付するもので、対象事業は7種類ございますが、本市ではアルゼンチンアリに関して特定外来生物防除対策の令和4年度採択に向けて準備をしているところでございます。

交付金の概要ですが、対象事業の内容は特定外来生物の防除等で、交付対象者は地方公共団体を含む2つ以上の組織で構成された組織としており、対象期間は原則2年間ですが、認められれば1年の延長となります。

交付額は交付対象経費の2分の1以内となっております。

以上です。

○仲山委員

以前に視察に行つてまいりました撲滅に近い状態まで持つていってます京都市伏見区のほうも、たしかこの交付金を受けて取り組んでいたと思います。たしか厳しい場合にはよその例ですけど、あの交付金は2年だけ、3年だけではなく、少し延長が可能だった例もあったんじゃないかと思つたので、大変有効な交付金だと思います。これ大変期待できるなと思つております。交付金採択に向けての現在の取組状況というのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○周田環境政策課長

現在申請に向けて、地元協議会と一斉防除やモニタリング調査の回数や防除範囲等を定める防除計画の策定を進めております。

以上です。

○仲山委員

防除計画のほうは以前も話ありました。視察には行けないものの京都府のほうとも情報を得て、やってらっしゃるもんだと理解いたします。

防除に向けて、これで防除体制やその防除の方法、頻度、いろんなことに関わると思いますが、拡充されるものと期待しておりますが、交付金を得て実現しようとしている、その辺りについてお伺いできたらと思つた。

○周田環境政策課長

御質問のありました用途などですけれども、地元協議会と交付金を受けるための防除計画を策定する中で整理をしてまいりたいと思つております。

以上です。

○仲山委員

まだ具体的には計画づくりの中で盛り込んでいくということだと思つた。ぜひ先進地事例、特に防除に近い、もうほぼ防除しているというところの例もありますので、ぜひ参考に連絡を取っていただいて、なかなか行くというわけにはいかないでしょうけれども、情報収集をして、いい計画をつくって実行していただければと思つた。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 令和2年度光市病院事業決算について

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。2点ほどお願いします。

参考資料の23ページ、下から3段目、経営コンサルティングというところで、739万円、これのことをもう少し詳しく教えていただきたいです。光総合病院の関係ではあるかと思うんですけど、こういった内容かと、こういった形で経営コンサルティングが入ったと、お願いしたい。

○佐古光総合病院総務課長

おはようございます。お尋ねのありました経営コンサルティングでございます。

こちらのほうは、新病院に移りまして、当然費用等もかかっておりまして、その費用を何とか削減できないかということで、主に医薬品、委託料、診療材料、医療材料を対象にコストの削減をいろいろ業者等を交えながら、経営コンサルティングの方に交渉の技術とかも学びながら、一緒に削減をしていったというものでございます。

効果としましては、直接は、令和3年度からの契約の関係、価格が変わるものとかございますので、直接令和2年度に影響しているものではありませんが、最終的な結果では、2,600万円程度の削減ができるのではないかとということになりました。

以上です。

○田邊委員

この経営コンサルティングは、新病院になって、そういった外部の経営ノウハウをやると。何回ぐらいそういう折衝したんですか。

○佐古光総合病院総務課長

交渉につきましては、本来であれば2か月に1度程度行いたいところだったのですが、お願いしました委託業者は、緊急事態宣言の出ている地域から来ておりましたので、どうしても来る回数が少なくなっていたということがあります。ですから、大きくは3回程度の交渉を行っております。

以上です。

○田邊委員

この経営コンサルタント、739万円の経費に対して2,600万円の効果というところなんですけど、それで3回、県外の緊急事態宣言の地域からということで、予定としてはまだ、その3回以上やるという形ではあったということですか。

○佐古光総合病院総務課長

そうです。ただ、打合せ等は3回以上病院に来ていただいて、打合せは行っておりますが、実際に交渉というのはその程度ということでございます。

以上です。

○田邊委員

令和2年度はこれをやったということなんですけど、今後もその経営コンサルタント入る予定ですか。

○佐古光総合病院総務課長

現在のところ予定はございません。

以上です。

○田邊委員

分かりました。こういったコンサルの経営ノウハウを、勉強していくというのは大変私もいいと思うんですけど、もしあれば、そういったものも今後示してほしいなというところでお願いいたします。

もう一点、昨年末に是正勧告を労基署から受けたというところなんですけど、この時間外未払い、もう少し詳しく、決算に反映させているかどうかというところを説明してもらいたいと、お願いします。

○佐古光総合病院総務課長

令和元年度分の未払時間外につきましては、決算参考資料の8ページの下の方に、特別損失というのがございます。その下に過年度損益修正損、こちらのほうに含まれております。金額といたしましては、この特別損失の過年度損益修正損の額のうちの1,029万8,677円が令和元年度分の未払時間外になります。全てが時間外という部分ではございません。

2年度分につきましては、7ページ、決算参考資料の7ページの給与費の中に手当というのがございます。こちらのほうで、令和2年度分につきましては支払いをしております。

以上です。

○田邊委員

過年度分のところと、前のページの給与費のところというところですか、その中。

○佐古光総合病院総務課長

令和元年度分につきましては過年度損益修正損、令和2年度分につきましては、手当のほうで支給をしております。

以上です。

○田邊委員

病院事業決算書のほうの20ページ、ここの過年度損益修正損、未払時間外勤務手当と、

この前年度保険請求査定減等と書いてある。この辺りも入っちょるわけですね。

○佐古光総合病院総務課長

そのとおりです。

以上です。

○田邊委員

確実にちゃんとお支払いしているということですね。

○佐古光総合病院総務課長

そのとおりです。

○田邊委員

何人に支払いましたか。

○佐古光総合病院総務課長

報道発表のときには128名とお答えしておりますが、その後に退職者、休職者のほうにも支払いをしております。最終的には134人に支払いをしております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

最後、お願いなんですけど、決算審査意見書、この結びにそれ入れないといけない。この年にこういったことがあったから、反省の意味でも入れないといけない。今後は、そういったことをお願いしたい。

○西村病院局管理部長

審査意見書でございますが、病院局が作成するものではございませんので、御了解願います。

○田邊委員

すいません。ありがとう、分かりました。

以上です。

○大田委員

今の、決算書のほうの20ページに1,070万7,000円、この参考資料にはどこに載っているんですか。

○委員長

指摘事項が分かりますか。もう一度お願いします。

○大田委員

決算書の20ページ、今、田邊委員がお聞きした過年度損益修正損、1,070万,000円、分かりますか。それが、こっちの参考資料の光総合病院、大和総合病院のどこに載っているんですかとお聞きしています。

○佐古光総合病院総務課長

それぞれの病院の過年度損益修正損のところにあります。それを足せばこの金額になります。

以上です。

○大田委員

光総合病院は17万810円でしょう。大和総合病院は1,054万3,112円でしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局管理部長

特別損失にそれぞれの病院、これ、参考資料として書いておりますけれども、これは、それぞれの病院で発生した費用について上げております。

決算書というのは、これを総括したものでございまして、それぞれの病院で内部処理したものの、それについては相殺されますので、光と大和を足したものが、必ずしもここに上がるというものではございません。

それについては、決算書の12ページですか、12ページの事業費に関する事項に特別損失というのがありまして、1,294万4,216円、その左側に米印がついていると思いますけれども、その注釈が下のほうに書いてございます。「病院事業経営は、両病院の内部取引を相殺・消去しているため、両病院の単純合計とは一致しない」と、そういうことでございます。

以上です。

○大田委員

一致しないのは分かりました。そうしたら、光のほうは、未払時間外勤務手当は特別損益修正損と給与のほうで精算しとると。大和のほうの過年度損益修正損、これは何ですか。

○田村大和総合病院事務部次長

おはようございます。大和病院の過年度損益修正損ですが、前年も上げておりますが、これは、診療報酬を請求した場合に査定というのを受けます。前年の2月、3月分の査定分をここで毎年処理するようにしております。

○大田委員

そうすると、1,070万7,000円の、920円の、時間外手当と前年度保険請求のあれを教えてください。要するに、時間外の勤務手当にどれだけ払った、前年度保険請求にどれだけ払ったと出ておるでしょう。——いいです、また教えてください。

決算書の6ページ、現金預金が33億9,500万円載っている。これの光と大和の別々に、光で何億円、大和で億円、教えてください。いや、当然出ているでしょう。

○川崎病院局経営企画課長

それぞれの内訳については、決算参考資料の3ページと4ページの比較貸借対照表の流動資産のところの現金預金になってまいります。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。

以前お聞きしました光総合病院、30何億円あったのが15億円ぐらになつたと、現金預金。そのときの、なぜそねえなつたかって聞いたら、医療機器を買われたと、だからそれだけなくなつたと。今回、1億円弱の目減りをしておるんですが、これも医療機器を買われたんですか。

○佐古光総合病院総務課長

キャッシュフロー計算書5ページの、約8,900万円マイナスとなっております。この主な原因というのが、その前の3ページの、決算参考資料3ページの未収金のところが、前年と比較しまして1億2,500万円程度増えております。

この増えている原因というのが、このたびコロナ関連で補助金を頂いております。その補助金が、行政側の出納閉鎖の関係もあるところでございますが、3月中までに入っておりません。

ですので、ここは貸借対照表上は未収金という形ではございますが、確実に入るお金になりますので、キャッシュフロー上のマイナスはございますが、特に影響はないと考えております。

以上です。

○大田委員

前回の答弁では、医療機器を買われたから15億円も減つたと。今回は医療機器じゃなくて、未収金があるからそんなに減っていない。医療機器は買われなかったんですか。

○佐古光総合病院総務課長

いえ、医療機器は購入しております。ただ、医療機器の購入につきましては、資金源が企業債であったり、このたびの補助金等で購入しております。

以上です。

○大田委員

分かりました。現金、あんまり少なくならないように。

それと、光総合病院、医業収益が約4,000万円の減収と記載されておりますが、その原因は何ですか。

○田中光総合病院医事課長

主な減収の要因としましては、新型コロナの感染症の蔓延による受診控えといえますか、それが慢性的な疾患で急を要さない、外来の患者さんで特に多く見られたというところがありまして、減少しているといったところでございます。

○大田委員

同じことを大和にお聞きします。

○田村大和総合病院事務部次長

医業収益の減収についてですが、新型コロナウイルスの感染症によりまして、この影響によりまして、外来の受診控え、光と同じように受診控えもありました。それと、健診を見合わせる方もかなりありました。

ただ、外科の常勤医師の退職によりまして、参考資料の19ページを見ていただけたらいいと思うんですが、入院のほうで、外科の入院患者数及び入院収益は、外科のほうでゼロとなっております。その次のページ、20ページのほうですが、外来のほうを見ていただきますと、外科の常勤医師から非常勤の医師の診療になりましたので、週2日になりました。その影響で大きく外来患者数、収益とも減少しております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

参考資料の大和病院において、24ページの病棟テレビ、賃貸料で188万1,000円が上がっているんですが、賃貸料の病棟テレビ、ちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院では、入院患者様の利用されるテレビと床頭台につきまして、業者からテレビと床頭台をお借りしまして、レンタル契約をしております。賃貸料で計上しております。

○大田委員

それは、どこかの業者と契約してやっておられると思うんですが、業者の名前はどこですか。何ら支障ないでしょうか、支障あるんですか。

○田村大和総合病院事務部次長

総合メディカルという業者です。

○大田委員

その総合メディカルから賃貸利用して、これは、各病室に全部ついちよるんですか。

○田村大和総合病院事務部次長

床頭台のほうは各病室につけておりますが、テレビにつきましては、利用を希望される患者さんのみに視聴していただくようにしております。

○大田委員

今はどこの病院でも、大体テレビというのはカードか何かで購入して、そのカードでテレビを見れるんですが、大和はどういうふうにされておるんですか。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院では、テレビの視聴を希望される患者様から、1日170円の利用料を頂いております。

○大田委員

1日170円、それを1か月、30日でも5,000円何がしか入るということになっている、200床以上ある病院、それだけの収入があるとしたら、収益に上がっていると思うんですが、どこに書いてあるんですか。

○田村大和総合病院事務部次長

10ページになりますが、下のほうにあります、その他医業外収益の中に含まれております。

○大田委員

医業外収益1,364万5,000円の中に、テレビの拝観料が含まれておるという解釈いたしました、光総合病院にはそれが上がっていないんですが、光総合病院はどのようにされておられますか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、今、委員がおっしゃられたテレビカードの方式で行っております。以上です。

○大田委員

それはどこかと契約されているんですか、それとも、どういうふうになっちよるんか

教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

契約しております。すみません、業者の名前、今忘れてしまって、申し訳ありません。

○大田委員

カードで、業者と契約するというのは、それは随意契約でされちよるんですか、それとも入札契約か。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院に置いております床頭台とテレビについては、新病院に移転するときに、プロポーザルで業者を決めております。

以上です。

○大田委員

プロポーザルで決めておられて、それに収益が上がるはずなんですが、そこはどこに載っているんですか。それで、どのくらいあるのか教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

収益といたしましては、カードの売上げの金額によりますが、56万円まであれば25%で、56万円を超えれば36%、業者が取られ、その残りが病院に入ってきます。

令和2年度につきましては、その他医業外収益に165万円程度入っております。

以上です。

○大田委員

165万円、年間で。

○佐古光総合病院総務課長

そうです、165万円です。

以上です。

○大田委員

210床で……、210床使っていないのか。えらいそれ、165万円というのはちゅう感じがするんですが、皆さん、165床で165万円っていうたら、そねえなことないでしょう。

○委員長

大田委員、高いのか低いのか、もう少し執行部が答えやすい形で質問してください。

○大田委員

当然もっと高いはずですよ。そこに置かしてもらっちよるテレビ代も上がっているはずだから。

○佐古光総合病院総務課長

今、私の手元の資料では165万円で、申し訳ないんですが。

○大田委員

分かりました。また教えてください。

それと、参考資料の7ページに、医師給、看護師給が前年度よりも飛び抜けて上がっちよるんです。先ほどの説明で、期間限定の職員になったから、賃金がないと、それを全部看護師給やら事務員給やら労務員給やらに回しておられるという答弁じゃったんですが、それにしても、えらい飛び抜けて上がっちよるんですよね、昨年度より。医師給が7,500万円で、看護師給が6,000万円も上がっているんですよね。その訳がちょっと知りたいんですが。

○川崎病院局経営企画課長

先ほど説明いたしましたが、地方公務員制度の改正がございまして、これまでの臨時職員から会計年度任用職員制度というのが開始になりました。そして、今まであれば賃金で臨時職員に支払っていた給料部分については、職員と同じく給料と手当で支払うようになりました。それによって、医師とか、非常勤で来られている医師とか、あと看護師、臨時職員についても会計年度任用職員のほうの制度に変わりますので、賃金から給料、手当のほうへ変わっていきます。

あと、これまでフルタイムの臨時職員からフルタイムの会計年度任用職員に変わった場合に、賃金のときは日給月給で、その月分の賃金については翌月、払っていたのですが、令和2年の4月から、会計年度任用職員制度が始まったときに給料制度になって、フルタイムの会計年度任用職員については、日給から月給制になりましたので、令和2年度についてはフルタイムの会計年度任用職員は4月に3月分の賃金と4月分の給料と、4月に3月分の働いた賃金と4月分の給料を支給されていますから、一月のうちに2回給料の支給があったということで、12月分のところが、令和2年度については13月分の支給があったということでございます。

給料と手当と賃金と、令和2年度と令和元年度、トータルして比べてみると3%ぐらい増加しておりますが、その辺りは、今回、会計年度任用職員制度が始まることによって月給制に移行したりとか、あと時間給についても若干の見直しをして上げております。あと、通勤手当についても、以前よりも条件をよくしていますので、そういったもろもろのトータルでいきますと、先ほどお話ししたように、全体で令和元年度と2年度と比べると3%ぐらいの増加になっております。それが、今お話ししたような要因で増えていると考えております。

以上でございます。

○大田委員

だから、賃金で、昨年は2億3,954万円払っているんだが、この労務員給も4,000万円も新しくついているんですが、これが何人ぐらい、今まで労務員給は賃金で払って、これが会計年度職員になったんでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

決算参考資料の22ページに、それぞれの病院の職種別の職員数ということで載せておりますが、今回、会計年度任用職員制度が始まったということで、こういった表を作っているんですが、制度が開始されたことにより、直接の前年度対比等はできませんが、光総合病院については労務員というのが会計年度任用職員で21名、大和総合病院では会計年度任用職員の労務員が40人という形になっております。

以上でございます。

○大田委員

医師は、光総合病院は会計年度任用職員いないですね。

○川崎病院局経営企画課長

医師については、数字の取り方といいますか、非常勤で来られる医師というのが、当直とか、かなりの人数になりますので、こちらには反映をしております。

○大田委員

いや、そやから、医師は7,500万円程度上がっちゃうですね、前年度よりも、その内訳を教えてください。

○川崎病院局経営企画課長

申し訳ございませんが、内訳という細かいところまではないんですが、前年と比べまして7,500万円増えてますので、そのかなりの部分が会計年度任用職員制度によって増えた部分じゃないかなと考えております。

以上です。

○大田委員

医師は、会計年度任用職員上がってないですね。

○川崎病院局経営企画課長

非常勤で来られる医師についても、広く会計年度任用職員ということで、今までの賃金から、給料、手当等で支給をしております。

ただ、数字的には、単発で来られる医師もおられるので、人数という取り方が難しゅうございますので、常勤の会計年度任用職員の医師のみを計上しております。

以上です。

○大田委員

ちょっと分かりにくい答弁なので、もう一遍簡潔に。

○川崎病院局経営企画課長

医師の場合は、例えば毎週定期的に来られる医師とか、当直とか日直とか、単発に来られる方とかかなりの数になりますので、その辺りの整理といいますか、難しいところがございますので、人数的には、普通の会計年度任用職員のように、毎月何時間とかいう勤務でない場合もありますので、こういった形で上げております。

○大田委員

いや、ここにうとうであるじゃん、会計年度任用職員以外は16人いうて、ここにうたっている、16人。

○川崎病院局経営企画課長

16人は正職の医師でございます。

○大田委員

常勤医師が16人、非常勤医師は17人じゃないんですか。

○川崎病院局経営企画課長

常勤医師は17人、1名は事業管理者がこの22ページの表からは抜けておりますが、もう一つの表については、常勤医師、事業管理者が光総合病院のほうですので、1名プラスになります。

○大田委員

表で分かるようにちゃんと書いておってください。答弁で分かりにくい説明よりも。

それで、大和は常勤医師が8人って書いてあるのに、6人と会計年度職員が2人と書いてあるんです。それで、要するに大和のほうも1億円ほど高くなっているんですよ、昨年より。

○川崎病院局経営企画課長

医師給が増えている関係については、これまで非常勤の医師については、賃金で支給していたんですが、会計年度任用職員の制度の開始により、給料、手当等で支払っている関係で、賃金で支払っていた部分が給料のほうへ移っていったと、そういうことで給料等が増加をしております。

○大田委員

それだけ非常勤職員が来てから応援して下さったという解釈にしておきましょう。

以上です。

○木村委員

1点だけ確認しておきます。

今、会計年度任用職員の件は、令和2年度に始まった制度ということで、決算参考資料のほうにも掲載してございます。そのような中で、年度末職員数は561人、これは決算審査意見書のほうも見させていただいていますので、人数的には変わらないんですけど、会計年度任用職員という制度になりましてから、何か大きな制度改革でございませぬので、何か病院のほうで変化はございましたでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

このたび会計年度任用職員制度が地方公務員法の改正によりまして、新しく制度が始まりまして、例えば待遇の面といいますか、その辺りで、フルタイムの職員については日給から月給、またパート職員については時間給なのですが、その辺りで若干の見直しとか、先ほどもお話ししましたけど、通勤手当、それから勤続していただくことによって、昇級とかその辺りも今回見直しをしております。また、一定期間勤めていただけると、退職金とかの制度の利用もできますので、職員にとってはいい制度であると思っています。

以上です。

○木村委員

働きやすい改革になっているのかなというふうには感じております。

そうした中で、生産性に関する分析ということで、費用構成比であるとか、そういったものが出ておるわけですが、こうした中で会計年度任用職員というものが職員に含まれて、数字がこういうふうに反映されているというふうに考えてよろしゅうございますか。

これ、決算審査意見書の60ページです。生産性に関する分析ということで、平均職員給与費であるとか医業収益性、こういったものの費用構成比、こういったものが会計年度任用職員がプラスになっているということで、この構成比が変わってきているというふうに考えてよろしゅうございますか。

○川崎病院局経営企画課長

おっしゃるとおりでございます。

○木村委員

ありがとうございます。令和2年度に始まった新しいこういった形の制度改革でございまして、一応確認のためにということでお聞きしました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 令和2年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：中本大和総合病院業務課長兼介護老人保健秘説事務室長 ～別紙

質 疑

○大田委員

ちょっとお聞きするんですが、決算書の2ページの資本的収入及び支出で、収入の部で補正予算額が5,348万5,000円入っているんですよね。この補正予算額、どこから入ったんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

補正予算額5,348万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金になります。以上です。

○大田委員

他会計から繰入れということは、市のほうから入ったという……、了解しました。今後も繰入れ、よろしくお願いします。

○木村委員

決算参考資料の9ページなんですけど、先ほどありました会計年度任用職員の制度、制度改革ということで、給与費は上がっているとは思いますが、9ページの一番下段、職員給与費対事業収益比率、これが令和2年度は86.6になってございます。病院局としては、この数字をどういうふうに分析しておられるでしょうか。

○中本大和総合病院業務課長

平成27年度より増加傾向にあります。これは、給与費が上がっているのと同時に、それを賄う事業収益が上がっていないという状況である、そういった認識でございます。

○木村委員

認識はよく分かりましたけど、この数字をどれぐらいの目標に持っていきたいとかということはどうでしょうか。

○中本大和総合病院業務課長

目標数値ということですがけれども、現実的に可能かどうかは別としまして、60、70辺りにはできたらいいのかなとは思っております。

○木村委員

大変、病院局、御努力されているというふうには感じてはおりますが、現実的に数字がこのように上がってきておりますところをしっかりと踏まえたところで事業に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○清水委員

決算参考資料にも、先ほど説明にもあった研究・研修費が、コロナの影響で減っておるといふ話は先ほど伺いました。

その中で、院内での職員への教育や研修、減っているとはいえ、総合病院の500万円ぐらいの研修・研究費もあります。研修等は行っておると、できる範囲で行っておると思いますが、顧客満足度などの、そういった観点での教育や研修というのは行っておりますでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、顧客満足の観点ということであれば、全職員を対象とした接遇研修を毎年行っています。ただ、今、コロナ禍ということであり、なかなか外部の講師というのは難しい状況でありますので、例えばDVDの研修とか、そういった形で、何らかの形で接遇の研修を行うようにしております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院におきましても、全職員を対象とした接遇研修を行っております。現在は、コロナの影響がありますので、研修が開催できない状況でございます。

○清水委員

今、毎年行っておるといふことなんですが、患者さんから苦情やクレームなどの意見というのは、各病院どのように収集されておるのでしょうか。教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では院内6か所、5病棟とか、正面エントランスなんですが、御意見箱を

設置しております。

また、毎年外来患者・入院患者アンケートというのをそれぞれ行っております。こちらアンケートのほうには、自由に記載していただく欄がございますので、そちらからも御意見を頂くこととしております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院におきましても、光総合病院と同じように、ご意見箱の設置、3か所がございますが、正面玄関、3階病棟、5階病棟のほうに設置しております。また、アンケートのほうも、入院患者さん、外来患者さんを対象としたアンケートの実施をしております。

○清水委員

ご意見箱の設置とか、非常にいいなと思うんですが、収集されたもの、意見箱に投函されて収集されたものというのは、こういった形で、改善するように反映しておるのかっていうの教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、御意見箱について申し上げますと、毎週回収しております。その御意見等を部署が分かれば、各部署に今後の対応等を検討していただいて、それを集約して、事務部長、看護部長、総務課長、3名で回答を最終的に検討し、月1回正面エントランスのほうに掲示をしております。

また、院内のほうには、院内のグループウェアがございますので、こちらのほうに掲示して、周知をしております。

早急に対応が必要なものであれば、回答する前に対応するようにしております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院におきましては、回数が不規則なんで、月2回だったと思いますけど、アンケートの回収をしております。頂いた御意見につきましては、患者サービス委員会がございますので、そこで内容を検討しまして、案を取りまして、幹部のほうの了解を得て、光総合病院と同じように、院内に掲示をしております。

また、職員のほうには院内のグループウェアを使いまして、周知をするようにしております。

御意見のほうで対応が可能なものについては、早急に対応するようにしております。

○清水委員

収集した中で、直接職員の方に対しての苦情とか、クレームが出た場合というのは、誰がどのような形で指導していくんでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

職員が特定された場合でございますが、直属の上司のほうからの指導を行うようにしております。

職員が特定されない場合におきましては、情報を共有するようしております。
以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

光総合病院と同様になります。職員が特定された場合は、所属長を通して指導を行うようになります。職員が特定されないものにつきましては、該当する部署に御意見があったことをお伝えしまして、情報を共有するようになります。

○清水委員

承知しました。なぜこういう質問したかという、市民の方からも、ある職員の方が非常に怖いとか、冷たいとか、そういった声とかも聞くことがあります。

今、コロナ禍で外来者数も減っておるといところで、こういった顧客満足度という、その観点からも市直営の病院ですから、そういったところへも力を入れて、患者さんが行きやすいような、これはそんな費用がかかるというものではないと思いますので、こういったところもぜひ意識して、こういったコロナ禍で経営も非常に厳しい状況ですから、そういったところもぜひお願いしたいと思います。これは要望として終了いたします。

○田邊委員

私、一般質問でもお聞きしましたが、ナイスケアまほろばの件です。その答弁が私もあやふやなところがあったと思うので、委員会で再度確認したいところがあるので、どうぞよろしくお願いします。

私が質問した、持続可能な施設運営や提供サービスの品質向上を目的に、民間活力導入を検討しているということであったので、なぜ直営でできないというような形は、もう直営でもたたき台の上にあるよということ、直営ではできないといっているように、私は聞こえたんです。

そのあたり、なぜ直営でできないと思われるか、そのあたりを端的に、もう一度お願いします。

○中本大和総合病院業務課長

民間活力の導入は、議員のお示しのとおり、検討はしております。この中で、直営を、否定をしているものではないということでございます。

○田邊委員

再度、委員会でも直営を否定しているものではないということですね。分かりました。

まほろばの建物の耐用年数はあとどれくらいあるんですか。これも耐用年数によっては、いろいろな方向性が出てくるんじゃないかというところで、お聞きしたい。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和3年度を含め19年となります。

以上です。

○田邊委員

あと19年ということですね。中間施設と言われるまほろばが、必要なことは強調されておりました。建物の耐用年数が過ぎると、ほかの施設にすることが可能なのかと、そういったことで、介護老人保健施設の持続可能な施設運営ではなくなるとは思われますが、どのように考えておられますか。

先ほど来言った耐用年数を絡めてどういったことを考えておるか、お願いします。

○中本大和総合病院業務課長

耐用年数が到来したということを理由にして、他の施設にするということはないと考えております。

耐用年数が到来する、しないにかかわらず、やる、やらないは、いろいろ判断があるとは思いますが。

現状、継続的な運営は必要と、委員もおっしゃっておりましたけれども、そういう認識でございます。

その先のこと、その先の将来につきましては、制度改正等、時代の変化でございます。それに応じまして、その都度、その都度、必要性を考慮しながら、事業計画の検討を行うという形になろうかと考えております。

○田邊委員

今言われた必要な施設だということなんですが、私も一般質問で年間、以前は2万5,000人利用していたというところで、昨今は2万1,000人とか減っているというところで、本当にそういったところが必要な施設であるというのが、認識の上で答えておるので、私は理解します。

部長さんが、一般質問で、インターネットで経営状況を調査したと言っておられたと、経営状況の調査によって先行事例になるのかということなんですが、経営状況の調査について、インターネットでどのような部分をやっているのかということ、インターネットで調査しておるというところで、今後のこともありますので、そのあたりをお聞きしたい。

○中本大和総合病院業務課長

先行事例の調査でございますけれども、こちらは経営状況の調査目的に行ったものではございません。

経営形態の見直しの手法とか手順といった事例等を調査したものでございます。

○田邊委員

今言う経営形態の見直しと手法というのは、もっと分りやすく教えてほしい。経営形態とはどういった形態なのかと、見直しと言われたんで。

○中本大和総合病院業務課長

経営形態の見直しとは、一言で申し上げますと、誰がやるかというところだと思います。

民間活力を導入して行う、直営で行う、そういった検討が経営形態の見直しの検討と考えております。

○田邊委員

手法や手順はどうです。

○中本大和総合病院業務課長

手法や手順につきましては、事例を参考に現在調査を進めておるところです。

○田邊委員

直営に関しての見直しというのものもあるわけですか。直営に対しての手法、手順というところはあるんです。

○中本大和総合病院業務課長

直営でもいろいろ手法はございますので、これまでとは違うやり方、検討もあるかもしれません。

○田邊委員

これまでと違う形で、健全を目指すというのもの、直営でも考えようという理解で、私ええですか。

続きまして、その調査なんですけど、何施設ぐらいの調査を現在終わってるんですか。そのあたりお願いします。

○中本大和総合病院業務課長

これは一般質問でもお答えさせてもらいますけれども、10施設、20に近い10という御回答させていただきました。

○田邊委員

その辺がアバウトなところで、一般質問でも思ったんですけど、ぜひともデータを残してほしい。そのあたりで、こういう形で、こういう答えを出したよとか、こういう形

でこういう答えを出さざるを得なくなったよというのが、やっぱりデータがないと、見ないと、いきなりというのは分からないんで、今みたいなアバウトな答えは、僕はやめてほしいということをお願いします。

私の一般質問から7日が過ぎましたが、この間に周防大島と美祢の直営の施設について、今いうインターネットの調査の後に見直したかどうか、そういったことはありますか。

○中本大和総合病院業務課長

あれから、行っておりません。

○田邊委員

もうちょっと危機感を持ってやってほしいと、ぜひとも。この委員会があるというんで、私聞くのは分かっているとは思いますが。

だから、行ったと、行ってこうでありましたとかというのが、私これを望んでいたんですけど、ないならしょうがない。次行きます。

入所者の減少、この原因を尋ねたら、国の制度が変わったと言われました。あのとき。何がどう変わったか、それ具体的にお願いします。

○原田介護老人保健施設事務係長

御質問の入所者数が減った原因であります、平成30年度に改正された診療報酬において、病院の地域包括病棟からの算定に係る在宅復帰率の要件から介護老人保健施設が在宅の範疇から除外されたこと、また大和総合病院が、在宅復帰機能強化加算の算定を開始したことにより、療養病床からの入所者が減少したことが、入所者減少の最大の理由と考えております。

以上です。

○田邊委員

国の社会保障制度と大和からの入所者が入ってくるのが、少なくなったということね。

○原田介護老人保健施設事務係長

そのとおりでございます。

○田邊委員

だから、そういったものが追い打ちをかけたというところ。

分かりました。このあたりが原因というところで、コンサルの関係行きます。

コンサルの委託料について、私、明確にはあまり聞いてないと、いま一度お尋ねします。

令和3年度の当初予算額は6,733万円であったと、当初予算で。それで令和2年度の当初予算6,553万円だったと、その差180万円、予算で。コンサル料が入るとすると180

万円以内ということになるかと、この委託料については、これ教えてほしい。委託料の件。

○中本大和総合病院業務課長

一般質問でもお答え申し上げましたけれども、この調査には単なるサウンディングの市場調査でございます。時間と労力を要するために、コンサルを活用したものです。

当初予算につきましては、額は令和3年度増えてはおりますけれども、こちらの積算の中には、コンサル料は含まれておりませんので、この差額180万円がコンサル料というわけではございません。

○田邊委員

分りました。後で聞きます。幾らかというのは。

コンサル関係ですけど、いつ契約して、何からこういうようなもの手をつけて、今どのあたりまで事が進んでおると、そして残りの問題は何かあって、いつ頃終わるのかということをお聞かせください。

最初に聞きます。コンサルは、コンサルにこのまほろばのことを依頼したのは、一体誰であるかと。

○中本大和総合病院業務課長

病院局が依頼しました。

○田邊委員

病院局が行ったということ。コンサルとの打合せには、誰が出席しておるのかと。

○中本大和総合病院業務課長

私と事務部長と管理部長が出席、3人で出席したこともあれば、2人でしたこともあるというような状況です。

○田邊委員

必ず出席しなければならない人は誰ですか。

○中本大和総合病院業務課長

私と事務部長は必ず出席しています。

○田邊委員

欠かさずに出席している。それでは、今何回ぐらいこれ行ったんです。

○中本大和総合病院業務課長

打合せは3回行っております。

○田邊委員

今後何回かある予定は。

○中本大和総合病院業務課長

今後打合せをする予定はございません。

○田邊委員

なし。この委託契約はいつ行った。

○中本大和総合病院業務課長

契約日は6月21日、今年の6月21日でございます。

○田邊委員

コンサルの当初予算では、180万円の差があったが、入っていないが、委託契約は6月21日に行ったよというのは確かですね。どうですか。

○中本大和総合病院業務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

先ほど言った180万円はないんですけど、委託料は幾らで行ったんですか、これ委託料の値段。

○中本大和総合病院業務課長

税込みで100万円でございます。

○田邊委員

委託料として100万円、今の180万円の中に、そのときはなかったけど、3年度の決算では、100万円は委託料に使うという形で出るわけですか。

○中本大和総合病院業務課長

決算の説明資料等に上がってくるものと考えております。

○田邊委員

現時点での委託案件、どこまで消化したと、そしていつに終わるのか、この委託契約のその答えが、答えというか、相手方の調査をした、ちゃんとした報告書なり何なりが、いつ出てくるんですか、これ。

○中本大和総合病院業務課長

打合せは、先ほど申し上げましたとおり、今後する予定はありません。調査自体はもう既にほぼ終了しております。

報告書は今月末までには上がってくる予定です。

○田邊委員

ちゃんとした報告書というのは、私どもも見れるの。

○中本大和総合病院業務課長

調査自体も非公開で行っておりますので、今のところ公開する予定はございません。

○田邊委員

それについては、12月の議会なんかでどうだったかって聞いたら、教えてくれるの。

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査自体の結果は相手方もいらっしゃいますので、なかなかこの場で公開するとか、そういったことは申し上げられないところです。すみません。

○田邊委員

分りました。

コンサルのあたりは終わりにして、この現状についてなんですけど、今後についてもなんですけど、そういったサウンディングなり、これはどこまで話しているのか、職員さんに。そのあたりをお願いいたします。

○小田大和総合病院事務部長

今回のサウンディング調査につきましては、職員のほうには申し上げておりません。

○田邊委員

サウンディング調査なり、そういったことを考えていくのに、職員全員を集めて話をするとか、今の抜本的な経営方針の見直しが問題であるとかいうのは、職員さんには話すようなことはないんです。

○小田大和総合病院事務部長

職員には、経営状況が悪化しているということは、報告をしております。

また、昨年3月、それから今年の4月に、新聞紙面で経営状況の悪化であるとか、経営の在り方について検討がなされているというような記事が出ておりましたので、そのあたりについて説明をしております。

○田邊委員

それは新聞紙面に出た内容だけの説明なんですか、それは。新聞紙面に出たからどうなのかというところが、知りたいんですけど。

○小田大和総合病院事務部長

職員は、新聞紙面上に出たということで、非常に動揺もしていると、私も感じておりましたし、新聞紙上の記事につきましては、本当だろうかなどの意見もありましたので、そのあたりを、記事は正確ですというふうに説明をしております。

職員は、いろいろ外から情報が入って、いろいろ混乱することもあるかとは思いますが、すけれども、分かったことについては、こちらのほうから説明をするようにはしております。

○田邊委員

いきなりやらずに、いろいろやり方もあるんで、今後職員さんのことについては、ぜひともお願いします。

しかしながら、コンサルに頼んだことなど、年度内に一定の方向を出すとかいうところの説明もあったんです。

○小田大和総合病院事務部長

コンサルの件については、まだ話はしておりません。そのほかの一定の方向性を出すというようなことにつきましては、新聞報道のほうにも出ておりますので、そのあたり冷静に対処してくださいと、説明はしております。

○田邊委員

その後の職員がどうなるかなどについて、これは話されました、賃金など、こういったもの、任用が保障されるとか、そういったもの。そういったところをお願いします。

○小田大和総合病院事務部長

まだ方針は決まっておりますので、そのあたりのことは話してはおりません。

○田邊委員

もし、3月までに方向性出すなら、ある程度計画性を持って、納得のいくように、考えとかんといけんと思うんです。職員は組合もないから弱いよね。そのあたりをお願いしますよ。

職員は納得したんですか、説明に対して。

○小田大和総合病院事務部長

職員がどうなるこうなる、賃金がどうなるとかいうようなことについては、説明は特にしておりませんので、職員がどういうふうに考えているか、そのあたりは把握はしてはおりませんが、方針が決まれば、丁寧な説明には心がけていきたいと思っております。

ます。

○田邊委員

当たり前のこと、同じ公務員で、職場が違ったから急にそんなになったとかいうんだったら、それは不平等じゃないですか。

同じ公務員でずっとやってきたんなら、いきなりというんじゃないで、ちゃんと担保してもらわないと。一般質問でも言われたから、そのあたりは、私も安心はしておきますので、よろしくをお願いします。

もう期間が少ないんで、一定の方向を出した上で、職員の方向性もちゃんと計画的に考えていってくださいよ。お願いします。

もう一つ聞きます。利用率が何%になったら経営安定するとかいうのがあれば、教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

利用率は、入所者数のみで収益が決まるものでもございませんし、収益面に加えて費用面も考慮する必要がございますので、何%で安定するかは、利用率の向上のみで経営が安定するというものではございません。

すみません。

○田邊委員

そもそもが自治体病院とかいうのは、不採算でも根本的にやるべきなんだというところは分かっています。大体事業局になっているけど、自治体で受けちよるんやったら、不採算部門でもやらんといけんとかいうのが、根本的なんだから。その後、民間になるのは別なんだけど、直営でやっている間は、不採算でも賄っていかないといけない。

病院局の中でもそうじゃないですか。私、前に一般質問でやったけど、不採算部門があるのは分りますけど、地方自治体の中でやるんだったら、それらのものはあると思うんです。

他市の利用率等、こういったものも調査されたか。

○原田介護老人保健施設事務係長

他市の施設を調査しておりますが、インターネット上で示されたております山口県内の施設は、1施設しかございませんでした。

以上です。

○田邊委員

先ほども言うけど、インターネットしか、調査する方法はないわけですか。

○中本大和総合病院業務課長

現在のところは、インターネットに公開されている情報を入手して、公開されている

ということは、入手してもいいということなので、そういった手法を用いて調査をしております。

○田邊委員

総務省のものに何か載ってはないんですか。総務省のページの中に1者しか載ってないということですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

山口県内の施設は1施設しか載っていないということになります。県内外であれば、公営企業の介護老人保健施設は29施設ございまして、利用率の平均は84.3%になっております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。調査はしちよると。人件費比率、これは全国平均で何%ぐらい、このぐらいがよくて、何%ぐらいが今のまほろばかというところを教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

全国平均というものは不明でございますが、独立行政法人福祉医療機構の調査の数値で申しますと、平均で59.6%でございます。

まほろばの令和2年度の人件比率は86.6%でございます。

○田邊委員

ここを打開せんといけんというところ。分かりました。

ここが問題であったわけ、それでいろいろ、一定の方向性を出さざるを得なくなった。どうにかして、打開してください。直営で、お願いします。

それぐらいで、あとはもう一点、まほろばの入所者の要介護度1から5までであると思うんですけど、これの人数を教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和2年3月31日現在で申しますと、要介護1は11人、要介護2は15人、要介護3は15人、要介護4は13人、要介護5が2人でございます。

以上です。

○田邊委員

このあたり全部光の市民の方なのか。

○原田介護老人保健施設事務係長

正確な数字は今持ち合わせておりませんが、60%ぐらいが光市民だったと把握してお

ります。

○田邊委員

中間施設として必要な施設なんで、ぜひともお願いします。

私も今一般質問の残りのデータが取れましたんで、このあたりで終わりにしたいと、以上です。

○大田委員

このたび、緩和ケア病棟2床増床、開設されて、看護師さんもそっちのほうにとられたと思うんです。今、看護師さんも181人ですか。

今の病床数61%の病床稼働率しかないんじやが、看護師さん、今、コロナ禍で6床ほど別にやっておられるということではありますが、看護師さんはそれで足っておるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

現状では足りております。

以上です。

○大田委員

足りておるといのは、今の61%の稼働率で足りておると、それとも210床の病床数で足りておると。

○佐古光総合病院総務課長

210床では足りてないと思います。今の利用率でいけば足りているということでございます。

○大田委員

210床入院、100%とはいわんにしても、90%ぐらいの入院稼働率をさせようという思いで看護師さんは入れられないんですか。

○田村光総合病院事務部長

委員さんがおっしゃるように、210床基本的には埋めたいと思ってますけども、いつも議員さんたち言われるように、医師の数と看護師さんの数といろいろ考えて、3年度の予算にも数字を上げていますと思えますけども、まずは70%、147床なんですけども、それを目安にして、その増減もってきますけども、看護師さんの募集はそれでいきたいと思っています。

○大田委員

今言われたように、医師の確保も当然210床活動させようと思えば、医師の数も、ま

だ入れなくちゃいけないと思うんです。医師はもし来たと、3人ほど特別に来てくださったと、医師が。3人の医師によって入院される方が増えて、170床ぐらいになったと、そしたら今の看護師さんじゃ当然足りないわけです。足りないわけでしょう。

それで、それだけ医師が来て、3人いたら、看護師さんがいないから、入院患者を入れられないという状況になると思うんです。

当然、やっぱり看護師さんは育てていかななくちゃいけないと思うんで、急に雇うこともできないと思うんで、そのぐらいの数は当然、私は必要と思うんですが。どうでございますか。

○田村光総合病院事務部長

理想は多分そうですけども、1年単位で30人、40人の入院が、平均して、30人、40人の平均で向上するとは考えておりません。

今の看護師さんの数で、今147とか言いましたけど、7対1とかそれを越えた数で基本的にはいますので、その施設基準が例えば7対1であろうと10対1であろうと、療養とかは13対1とかありますけども、急性期でいくので7対1、10対1ですけれども、今のところ7対1で余裕を持っているところです。

患者数が増えたときには10対1に持っていかざるを得ないんですけども、そのあたりで患者数に対しては余裕を若干持っているかなというふうに思っています。

職員だけ増やして、決算書がどうか見たときに費用だけ増えてくるので、やっぱり患者数が増えながら職員を増やしていくのがいいかなというふうには思っています。継時的に増える要素があれば、その看護師の募集の数も検討しながら、当然、看護部とも相談しながらですけれども、それをやっているつもりではあります。

○大田委員

一昨年9月に病院の再編問題が出まして、それからコロナ対策によってそこが進捗していないような状態で、今62%、61%の病床稼働率で、そのまま看護師さんも、その増員も費用対の関係でなかなか増やすのもどうかということでしたが、今の事態において、医師も看護師さんも入れて、病院の稼働率を75%ぐらい、それから80%ぐらいに持っていけば、一昨年の病院再編のあれは当然、光総合病院としては上がってこないんじゃないかと思うんですが、やっぱり医師が増えて入院稼働率が75から80%になっても、再編のところには増えていくんですか。

○田村光総合病院事務部長

ここでその再編というか地域医療構想のことを言われていると思うんですけど、光総合病院がその上に上がったのは、実際には救急医療の件に関して上がったんですよ。救急医療に関して光総合病院で救急医療やっていますけども、徳山中央病院も当然救急医療やっています。同じ県内で近いところにあると、それは検討する範疇に上がってくるので、実際には上がっています。

看護師さんの数云々でそこに上がったわけではございませんので、同じようなこのシ

STEMの病院が近くにあるということで上がっていますので、病院としては、そんなに一緒になるとか分かれるとかというふうには考えていません。そんなふうに進言はしていくつもりではありません。

○大田委員

今救急医療をやっていると言われたんですが、救急医療、医師がその担当医師がいなかったら、救急医療患者を持っていこうにしても引き受けてくれないんですよ。それでまた、その患者さんはそこに救急車が出発できないから20分も30分も待機せにゃいけんわけですよ。そうしたら、その20分、30分が極端な言い方をすると脳内出血なんかをされた場合、命取りになるわけですよ、心臓にしても。それだけの救急医療をやっているとされたら、救急医療を対応できるだけの医師も当然来てもらっておらなくちゃいけないわけですよ。

それで自分のところの、要するに腕を折ったから、それのとき救急で来てください、それだけで。救急医療やって、それも大事ですが、脳内出血とか心臓発作なんかいったら、もう一分一秒を争うわけですよ。

だから救急医療をやってる、救急医療をやってる言われても、そこに救急患者がいなきゃ、救急車が20分も30分も待機しているようじゃ、なかなかそれは救急、運ぶその消防職員の人もせんない思いしてから待機しておるわけですよ。いちいち近くの病院から電話されて、最後には周南記念病院か徳山中央病院に救急搬送するわけです。

ぜひとも医師を、こういうふうな救急対応をやっている病院として表明されているんだったら、そういう医師もぜひどこからか連れてこられて、それでそれに対応する病院にしてほしいと願っておるわけですよ。それになると61%の病床稼働率じゃなくて、もっと稼働率も高くなるから。

同じような病院が徳山中央病院と光総合病院あると言われれば、それはそうかも分かりませんが、今、光市の市立病院である、市民の命を守っている病院でありますから、それなので医師数も看護師数も常に210床対応できるような、入れちよってほしいと願っておるわけで、こういうふうにお聞きしたわけなんです。いかにお考えか。

○桑田病院事業管理者

おっしゃることはもつともだと思えます。今委員、頭のことを今おっしゃられたんですけど、おっしゃるように脳梗塞と脳出血の場合は一刻を争います。そういう意味でうちの病院では救急隊のほうに、そういうものは対応できないということをお話しています。

だから、脳外科があるところに運んでもらうのは、これはしょうがないと思うんです。というか、そうせざるを得ないと思うんです。幾らうちの病院で持ったとしても、その時間が無駄になりますよね。だから心臓にしてもそうですけど、重篤と思われる場合は、やはりそのために徳山中央病院、周南記念病院とかの脳外科に関してはあるわけですね。

だから、それで例えば委員のおっしゃるように、うちの病院でもどうかということになりますけども、それは医師の増員ということに関してですけど、それはしなくちゃい

けないと思っておりますけれども、現時点では、そういう脳外科のドクターが入るとい
うのは見通しが立たないです。

おっしゃるように、例えば脳外科のドクターが来られたという場合、その方が年齢的
に年が上だった場合に、その方に救急対応してもらえるかどうかという問題もあります。
彼がおるから、じゃほかの者が受ければいいじゃないかといっても、それを受けたとし
ても、その脳外科の先生がそのときにそういうことができなければ本当に無駄になりま
す。はっきり言って脳梗塞とか脳出血とかの場合は一刻を争うことなんで、そういう場
合であれば、やはりきちんとしたところに送るといのが、これは必要じゃないかと私
は思っています。

確かにそれを光のほうで、入れようということであると思っておりますけれども、そういう
意味でしっかり対応ができるドクターがおれば、それで一番いいんですけど、それがお
られない場合は、同じような科があったとしても、こちらで患者を受け入れることだけ
はいけない場合があります。

努力はしてまいりますけど、そういう意味では、ドクター入れたら何とかなるんじゃ
ないかという考えはちょっとどうかなと思います。

○大田委員

というように今管理者も言われたんですが、今この入院患者を見ても、内科、外科、
整形外科、眼科、泌尿器科の入院しかできないわけですよ。

だから、もっと総合病院ってして今言われたように、なかなか先生来られない、それ
で年寄りの先生来ても、救急なんかも見られにくいというふうに言われた。それは確か
にそうですが、それではせつかく光市の市民の命を守るため、光市立総合病院って新築
されて、210床も病床数を確保されてですよ、今医師数が少ないから61%しか稼働して
いないと。残りの39%の稼働をするのにはどうしたらいいか。

それで救急医療、救急病院として登録もされておられるから、ならそれに対する医師
の脳外科でも心臓外科でも、私らはお願いするだけですが、探していただいて、それ
に対応する病院にしてほしいというような願いを込めておるわけです。そのためには
看護師数ももっと必要じゃない、かという質問をさせてもらっているわけですよ、ど
うですかね。

○桑田病院事業管理者

私どもの病院は、いわゆる一般の疾患、これのほうが非常にたくさんいらっしゃいま
すよね。市民の健康を守る、患者さんを守ることに关していえば、私たちはそういう一
般的なこと、例えば骨折にしてもそうですし、そういうこちらのほうでできるような手
術がたくさんあります。

内科のほうだって、じゃ何か特殊なことが必要かといったら、あまり特殊じゃないこ
とのほうが圧倒的に多いです。そういう方を主に治療をさせていただきたい、診ていき
たいというふうに思っています。

救急もたしかに大事ですけれども、それよりもまずは一般的な、皆さんがよくかかっ

ておられる病気なり外傷に対して、私はしっかりしていこうというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

一般的な病状に対して一生懸命やられるっていうのは、それは分かります。それで210床せっかくあるので、61%の稼働率ではどうかというふうに先ほど来お聞きして、それで、それに対する看護師数ももう少し入れてくださいよというお願いをしたわけです。

そのところで病院の再編は救急によってと言われたから、そういうふうに発展していったんですが、要するに210床、今62%、61%、その稼働率じゃ病床数が余っているわけですよ、39%。それを75%から80%ぐらいの稼働率にしていってくださいよとお願いを申して、そのためには看護師さんも要るじゃないですかというお願いをしておるわけですよ。

○委員長

この点、要望でよろしいですか。さっきから同じ質問になっているような気がいたしますが。

○大田委員

だから、看護師さんを入れてくださいよとお願いをして、どうですかというのをお聞きしたので、それは入れられませんよというけ、いや、そんなことはないでしょう、入れられるでしょうというのを聞きよるだけです。

○委員長

病院局の回答は一応されていますので、それで不十分でしたら、またさらなる違う質問にさせていただけたらと思います。

○大田委員

でも、看護師さんを入れてくださいよって言うのに、入れないって言うから、看護師さん入れてくださいっていうのをお願いしているんです。

要するに、210床あるのに61%の稼働率しかない、その稼働率の看護師さんしか今は入れる必要がないと言われるから、そんなことはないでしょうと。その次には、救急患者の病院再編ということになったから、そっこのほうに発展していっただけであって。

○田村光総合病院事務部長

看護師さんを入れないというつもりはございません。基本的に経営的に毎年看護師さんを看護部と相談しながら募集をかけて採用するようにしています。

○大田委員

だから看護師さんを今入れない理由はないが、今のところは対応に苦慮しておるちゅう感じだろうと思うんです。それで、ぜひとも医師と看護師さんを確保するように努力してください。

変わりますが、MR I っていうのは何年ぐらいが寿命になるんですか。MR I 装置、透視装置ですかね、あれは。

○田村光総合病院事務部長

医療機械はだいたい最低5年は考えています。実際に使うのが6年、7年というふうになります。

○大田委員

医療機械って5年から7年ぐらいは活用できると。そしたら光市のCTスキャンにしてもMR I にしてもいいですが、大和病院も同じことです、どのぐらい前に入れて、今何年ぐらいたっておられるのかお聞きしたい。

○佐古光総合病院総務課長

正確なのは覚えておりません。CTにつきましては令和元年に移転しましたが、その3年ぐらい前に入れたように記憶をしております。MR I については、新病院のタイミングで購入しております。

以上です。

○大田委員

大和はどうですか。

○田村大和総合病院事務部次長

正確な数字は持ち合わせておりませんが、MR I もCTも10年以上経過しておると思います。

○大田委員

先ほど医療器械ちゅうのは5年から7年の大体と言われた。今大和病院は10年以上たっておるというふうに答弁をされましたが、光は新しい病院になってから、MR I も入れてからまだそんなにたっていないちゅう感じを覚えたんですが、大和にしては10年以上たったら当然更新をされるだろうと思うわけでありましたが、更新をされると、どのぐらいの時期に更新されようと思っておられますか。

○小田大和総合病院事務部長

CT、MR I につきましては、かなり高額な機械になります。それで何年間たつまでは使いますかという質問ございましたけれども、10年以上たつても、当院のCT、MR

につきましては現在も使っております。患者さんの検査にも有用な機械ということで、機械は活躍をしているところです。

ですけれども、経年劣化というのがありますので、いつその更新するかというタイミングにつきましては、毎年予算要望というのが各部署のほうから上がってきます。それについて、費用とまた効果について院内でよく精査して、買う、買わないというのは今、CT、MRI以外のものについてもよくよく精査して決めているという状況でございます。

○大田委員

いろいろな人からお聞きすると、10年以上ぐらいたつと補修の部品がないとお聞きしておるんですね。あるのかも分かりませんが、一応いろんな人から聞くと10年以上たつと、機械がどんどん整理されて、古い機械の修理する部品がなくなっているようにお聞きするんですよ。

だから、大和総合病院なんかは今度このたびは脳外科の先生も新しく入られてお使いになると思うんですが、新しく更新されるようお願いしたいと思います。確約をお願いしたいと思いますが、よろしく願います。それ以上は聞きませんから、よろしく願います。終わります。

○早稲田委員

1つだけあります。介護老人保健施設事業会計決算参考資料の2ページになりまして、固定資産のところの車両の下に建設仮勘定というのがあるんですけども、光市の病院のほうとか大和総合病院にはこの勘定科目がなくて、この建設仮勘定というのはどういったことなのか教えてください。

○原田介護老人保健施設事務係長

この建設仮勘定というこの科目なんですけれども、現在、うちのほうが空調機の整備をしております。これに係ります実施設計料等を計上しております。こちらのほうは1か年で空調整備とかを行うことが通常なんですけれども、3か年かけて整備をしておりますので、順次、工事が終了した時点で按分して振り替えることとなります。

以上です。

○早稲田委員

理解しました。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和3年度光市一般会計補正予算（第6号）〔所管分〕

説 明：西村課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

こんにちは。このたび、新たな経済支援策は3つ、1億2,485万円の補正予算がついております。この光プレミアム飲食の5,670人がコロナゼロという願いを込めてというところは非常にすてきだなと個人的に感じました。この新たな3つの支援策なんですが、光プレミアム飲食は来年1月からというのを今伺ったんですが、中小企業等事業継続応援金とウィズコロナ事業促進補助金、これらの受付開始時期がもし決まっておれば教えていただきたいです。

○萬治商工観光課長

こんにちは。2つの事業、ウィズコロナ事業促進補助金と中小企業等事業継続応援金につきましては、具体的な日はまだ決まっておらず、10月中に受付を開始したいと思っております。

以上でございます。

○清水委員

中小企業等事業継続応援金で、これに関しては、給付対象者認定委託料というところで審査のところを150万円の予算で委託されるということなんですが、申請方法は今、県がやられているものと同じようなものなのか、提出書類とか、申請方法について決まっているところで構わないんですが、あれば教えていただきたいです。

○萬治商工観光課長

中小企業等事業継続応援金については、県の事業の隙間を埋めるという観点から、基本的には県の手続と同じような流れにはなると思いますが、今、考えている手続としましては、郵送や窓口で申請受け付けますが、事業収入の減少率の要件があるため、申請書に合わせて収入減少率を算定する収入申告書が必要となりますので、この認定事務は商工会議所に担っていただく予定としております。

そして、提出を予定している書類は、給付の申請書、収入の申告書、誓約同意書、こうした書類などの提出をしていただくことを考えております。

以上でございます。

○清水委員

もう一つ、ウィズコロナ事業促進補助金についても、イメージとしては買った領収書とかレシートとかを添えて申請書と一緒に出すのかと思うんですけど、これも申請方法など決まっているところで構わないので、教えていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

ウィズコロナ事業促進補助金の申請方法も現在検討中という前提にはなりますが、対象となる消耗品とか設備等を購入した後、郵送や窓口で申請を受け付けることを考えております。書類は、交付の申請書や、購入した物品の内訳とか金額を整理し、記載した対象経費明細書のようなもの、それから購入したものの領収書類等の写し、誓約・同意書、それから市内に事業所を有することが確認できるような書類、こうした書類などを提出していただこうと考えております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。私もいろんな市内の事業主の方と、今回、県の補助金が出たときにいろいろお話ししておると、特に御年輩の事業主の方とかも何が何だかわからないという意見を本当によく聞きました。なので、窓口での対応というのが非常に重要にはなってくるだろうなと思うので、できるだけ申請書類もわかりやすく、できるだけ手順が短いようなものをしていただけるとありがたいなど、これは要望とさせていただきたいと思います。

そして、このたび、陳情が料飲組合光支部さんから出まして、いろいろお話を伺って、特に飲食店、すごいダメージを受けておるなというのを感じました。売上げが、スナック等は8割、9割、小料理屋も7割、8割、コロナ前と比較したら減っていると。それで、市内の料飲組合に入っている店舗、20店舗ぐらいが店を実質閉じていて、これももうこのままフェイドアウトしてしまうんじゃないかということも伺いました。そして、私、個人的には、光支部自体、存続が厳しくなっているということも伺ったのが非常にショッキングでした。今回、補正でこの3つの支援策、私はすごくきめ細かく、幅広い支援策をやっていただけているなと思っておりますので、もう一つ、ぜひこの事業団体や組合とか、そういったところへの支援策というの、早急に必要なんじゃないかなと考えておるんですが、この事業団体や組合、こういうところに対しての支援策についてどういう考えをお持ちかというのを教えていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

事業団体や組合への支援ということでございますが、団体組合の何に対する支援なのかにもよるとは思います。例えば消費喚起策とか、イベント等、独自に実施される場合の事業費に対する補助であれば、その内容や予算措置のタイミングもありますが、相談には乗れるのではないかなと考えております。ただ、団体等自体の運営費への補助は困難ではないかと思っております。いずれにしても、具体的なことがあって検討ができるのではないかと思っております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。おっしゃるとおり、運営とかの補助というのは難しいかと思うんですが、今、おっしゃられたようなイベントとか、何かするというところへの支援

とか、相談に乗っていただくというところは、ぜひ、やっていただきたいと思っています。民と公が手を結んで、協力してこのコロナ禍というのを乗り越えなければいけないと、乗り越えれないと思っておりますので、ぜひ、そのあたり、柔軟に対応していただけたらと思って、これも要望とさせていただいて、私の質問は以上で終わります。

○田邊委員

14ページ、国庫補助事業の9,800万円、これは8月豪雨でということでお聞きしましたけど、具体的に何か所で、こういった場所なのかをお願いしたいと。

○西村農林水産課長

それでは、国庫補助事業のもう少し詳しい説明について、お答え申し上げます。

国庫補助事業ですが、これは8月豪雨により被災した農業用施設について、国庫補助災害復旧事業により復旧を行うものでございます。まず、件数につきましては、農道1件、これは光井地区1件でございます。それと水路6件、これは三井地区2件、光井地区2件、塩田地区2件、合わせて7件を国庫補助事業として申請することとしております。

被災箇所につきましては、農道の路肩の崩壊や水路護岸の被災等について、ブロック積み擁壁や三面張り等のコンクリート構造物により復旧を進めていくこととなります。農道及び水路7件に対する補正額は先ほど御説明しましたとおり、9,800万円となります。財源といたしまして、国庫補助については、事業費の65%、残りについては充当率90%の起債を充てることとしております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。起債と65%で、そういうことで、9,800万円と、7件、農道が1件と水路が5件という形で今お聞きしました。3年前ですか、7月豪雨に比べれば、被害は少なかったように思うんですけど、やはりある程度の雨でもこういった結構な災害復旧の工事が出てくるということは理解しました。わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○早稲田委員

まず1点目が市営のバスの更新事業、コミュニティ交通事業についての質問です。

6月の委員会でもお伺いしましたけれども、現行のマイクロバスをユニバーサルデザ

インに配慮したワゴンに更新する市営バス更新事業と軽自動車を購入するコミュニティ交通事業について、その後の進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

○坪根公共交通政策課長

こんにちは。まず、市営バス更新事業の進捗状況ですが、導入車両に施すラッピングデザインの選定を終え、8月末に車両の入札を行ったところであり、現在、落札業者と契約締結の後、車両の発注を済ませたところでございます。導入車両は、高齢者、障害者など、全ての人に優しいユニバーサルデザインに配慮した14人乗りのワゴン車となり、納車の時期につきましては、市営バス用の特殊装備や車体のラッピングに必要な時間等も考慮し、年度末である令和4年3月の納車を想定しております。

次に、軽自動車を購入するコミュニティ交通事業の進捗状況は現在7月上旬に入札を行い、落札業者との契約締結の後、車両の発注を済ませたところです。導入車両は、高齢者の方が乗り降りしやすいよう、両側にスライドドアが装備された乗用タイプの軽自動車で、自動ブレーキ等の先進安全技術が搭載されており、納車の時期については、11月末までの納車を想定し、納車後は運行団体であるいおき楽々会と調整の後、速やかに貸与を行いたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

市営バスのほうは納車が令和4年3月、それからコミュニティのほうの軽自動車は、納車は今年11月末ということですのでよろしいですね。いずれも高齢者に優しいタイプというふうに言われたので、安心しました。

次の質問に入らせてもらいます。

地域公共交通計画策定事業について、先日の一般質問で、アンケートを行ったという答弁でございましたけれども、アンケートの内容を具体的にお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

○坪根公共交通政策課長

公共交通に関するアンケートは、質問項目を5つ設け、問1では、回答者の地区や性別、運転免許の保有状況など、回答者自身の状況をお伺いしました。問2では、通院や買い物などでよく行く施設など、問3では日常生活における移動手段や鉄道やバス、タクシーなどの利用頻度をお伺いし、公共交通の利用実態や移動範囲の把握を行いました。問4では公共交通への市民ニーズを把握するため、市内の鉄道、バス、タクシーへ望む改善点や市内の公共交通サービスと市の財政負担の考え方についてお伺いした上で、新たな質問として、市民がお住まいの地域に望む交通手段に関する項目を追加いたしました。

なお、新たな質問について補足をいたしますと、まず、お住いの地域に望む移動手段を様々な視点から検証するため、6つの区分を設けました。区分は、運行時刻、乗降場所、乗り合わせ、運行経路、目的地などの乗り換え、運転手とし、それぞれの区分ごと

に2つの移動手段のモデルをお示しし、希望するものを選んでもらうこととしました。

一例を申し上げますと、運行時刻の質問では、選択肢として、「乗客が乗っていない場合もあるが、決められた時刻に運転する」と「予約が必要となるが予約のある時刻のみ運転する」をお示しし、望む移動手段のほうを選択していただきました。

最後に、問5は公共交通に関する御意見や御要望、これからの公共交通の在り方についての御提言などをお伺いするために自由記入欄を設け、様々な視点から幅広く御意見を求めることといたしました。

以上でございます。

○早稲田委員

幅広い質問になっていると感じました。特に運行の時刻については、市民の皆様のいろんな御意見とかあると思うので、ぜひそのあたりを、アンケートの集計の結果をもとに考慮していただければと思います。

そのアンケートのことなんですけれども、一般質問の答弁のときに、高校20校にもアンケートを行ったとおっしゃられていましたけれども、その高校に対してのアンケートについてはどのような内容なののでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

高校へのアンケートは、市内中学校から本年4月に進学のあった市内と近隣の計20校の事務局へそれぞれ依頼をいたしました。質問を5つ設け、問1では、高校の生徒数や登下校時間、スクールバスの有無など、高校の概要についてお伺いをいたしました。また、生徒の公共交通の利用実態について把握するため、問2では、生徒の通学手段を、問3では公共交通で通学する生徒に対する高校独自の支援制度などをお伺いいたしました。また、高校ごとに異なる公共交通へのニーズや改善点を把握するため、問4では、公共交通で通学する上での課題、問題点を、問5では、公共交通全般についての自由意見をお伺いしました。

以上でございます。

○早稲田委員

高校20校ということで、かなり幅広くアンケートを取られていると感じました。様々な意見を聞き取ってもらえることがわかりましたので、それらを生かしたニーズに合わせた計画策定をお願いします。

次の質問に入ります。昨年的一般質問でお伺いしたんですけれども、トビイロウンカの被害状況について、今年はどうなっているのか心配しております。令和3年度ではジャンボタニシの防除の薬剤購入の補助事業も行われているということなんですけど、トビイロウンカの被害状況と、ジャンボタニシについてもお聞かせください。

○西村農林水産課長

それでは、トビイロウンカの被害状況及びジャンボタニシの被害状況等についての質

問に対してお答え申し上げます。

まず、トビイロウンカでございますが、令和2年度に過去に例のないトビイロウンカの大量発生や天候不順等の被害があったことを受けまして、本市の取組といたしまして、農業者の生産意欲の維持向上を図るため、次期作に向けた水稻種子の購入支援を行う水稻種子購入緊急助成対策事業を実施いたしました。今年度は、県や関係機関と連携し、市ホームページやフェイスブックを通じてトビイロウンカの発生状況や防除対策について情報提供や注意喚起を実施しております。県におきましても、技術対策に関する研修の開催や例年より早い6月上旬から定期巡回調査を開始するとともに、警報が発令されると山口県病虫害防除所のホームページやメールサービス、JAのグループLINE等で情報発信する体制を整えるなど、万全の防除対策を実施しております。さらに、JA山口は、取扱う薬剤をトビイロウンカの防除に効果が高かった薬剤に切り替えることで早めの対策を実施しております。トビイロウンカの被害状況につきましては、気象状況に大きく左右されるものでございますが、こうした万全の対策を講じた成果もあり、山口県病虫害防除所の巡回調査結果によりますと、現状も山口県への飛来は確認されておらず、被害は出ていないことを確認しております。

次に、ジャンボタニシにつきましては、本市における基幹作物となる水稻について、農業の振興、農家の生産意欲の向上や農地維持を図るため、さらに農業委員会から要望があったことなどを受け、令和3年度より防除対策用薬剤の購入費の2分の1を補助する害虫防除支援事業を創設し、必要な対策を進めているところでございます。

今年度の被害状況につきましては、県による発生情報や注意報の発令は確認されておりませんが、農業者自身が対策を講じているほか、市の補助事業の活用などもあり、昨年と比べると被害は少ないという話を農業者より聞いております。

一方で、例年、ジャンボタニシの生息範囲は拡大を続け、その数も増えているという情報も聞いておりますので、農林水産省のスクミリンゴガイ、これはジャンボタニシでございますが、防除対策マニュアルに示されている効果の高い防除対策の推進を図るため、引き続き情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

昨年があまりにトビイロウンカの被害が大きかったので心配しておりましたが、今年度は早めの対策を取られている効果もありまして、被害がないということで安心しました。

また、ジャンボタニシのほうももともと対策を取られて、被害が少ないということなんですけれども、引き続き、農業者のほうのそういった害虫の被害の防除について、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問ですが、これも令和3年度の施策の冊子にあったんですけど、フィッシングパークの施設の整備工事ということで、棧橋電気防食補修工事、漏電対策工事等と私も説明をお伺ひしたんですけども、それが現在どのような状況なのか、進捗状況をお願ひします。

○西村農林水産課長

それでは、今年度予定しておりますフィッシングパーク施設整備工事についてお答えいたします。

まず、栈橋電気防食補修工事でございますが、フィッシングパークの栈橋の支柱のように海中部にあるものについては目視での確認が難しいことに加えまして、海中であることから、塩分が豊富であるなど腐食が非常に起こりやすい環境となっております。

こうした状況から、フィッシングパークの栈橋には、鉄骨構造となる柱の内部までさびが進行することを防ぐため、構造内部に電気を流すことにより、腐食を防止する電気防食が施されております。

栈橋電気防食工事は、こうした電気防食を今後も安定して行うため、通電に不可欠となりますアルミニウム陽極を定期的に交換することで腐食を防止するものでございます。今回は26個のアルミニウム陽極を交換する工事を8月中に実施いたしまして、工事は、既に完了しております。

次に、2つ目でございますが、管理棟の天井修繕工事についてでございます。

これは、令和2年度、管理棟の休憩スペース、天井から破片が落下したため、応急対応により一時的に復旧した箇所について、今年度本復旧を行うものでございます。工事につきましては、6月初旬から開始し8月末までに完了しております。

そして3つ目、最後に漏電対策工事でございますが、こちらは漏電による急な停電を防止し、夜間の栈橋利用者の安全を図ることを目的として実施するものでございますが、今回、特に漏電の著しい部分を交換する予定としております。

実施時期についてでございますが、フィッシングパーク光と調整したところ、台風時期が終了する11月頃を目途に工事着手することとなっておりますことから、現状は、実施に向けた準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

栈橋の電気防食の工事のほうは8月中に終了し、管理棟のほうも8月末に終わっているということで、進んでいることが確認できました。最後の漏電対策のほうは、台風が収まった頃の11月頃ということで、引き続きお願いいたします。

最後の質問なんですけれども、6月の同僚議員の一般質問において、6月に周南地区の市民12人が、島田川河口の魚介類採取で検挙された件について、市のホームページや広報、漁協に対し、採取禁止の周知徹底を強く求めました。その後、光市としてどのような対応をされたのかお尋ねします。

また、漁協の看板設置や潮干狩り可能な期間の設定について何か動きがあれば、願います。さらに、県や海上保安庁の動きもあれば、お示しく下さい。

○西村農林水産課長

それでは、6月議会の一般質問で取り上げられました魚介類採取禁止の周知徹底について、お答え申し上げます。

魚介類採取禁止の周知徹底につきましては、6月議会の一般質問の部長答弁の中でも、改めて市民の皆様に対し、漁業法に規定されております、正しい情報を周知していくことについて御約束しておりましたので、その後の取組について、状況を御報告いたします。

まず、本市の取組でございますが、市ホームページに漁業権のサイトを作成し、6月10日から掲載をしております。

次に、広報ひかり令和3年7月号、これは、6月25日に発行されたものでございますが、こちらに記事を掲載しております。そして、農林水産課の窓口に従来から置いておりました遊漁のしおり、これは山口県が作成したパンフレットでございますが、この部数を増やしております。そして、市役所を訪れるより多くの市民の皆様目に触れるように、7月1日から戸籍住民係窓口の窓口番号案内システムに情報を掲載しております。これらが本市で行った対応です。

次に、山口県漁協光支店の看板設置に向けた取組についてでございますが、山口県漁協光支店に確認を行ったところ、現状、記載内容、設置位置、費用面などを含め、前向きに検討を行っている。このように聞いております。

それと、県や海上保安庁などの対応について、これは、こうした取組の影響が出たかどうかは定かではないんですが、9月の初旬頃に、こうした魚介類採取禁止の周知を図ることを目的としたポスターが、県より光市の方に送付されてまいりましたので、農林水産課前のカウンターに設置して、魚介類採取禁止の周知を図っているところでございます。

最後に、潮干狩り可能な期間の設定につきましては、光漁協に聞き取りをしたところ、漁業者の高齢化による人力的な配置問題等により、こうした対応を早急に行うことができない状況もあることなど、こちらについては、特に動きがないように聞いております。以上でございます。

○早稲田委員

数点はもう既にいろいろと実行されているものがあり、漁協については検討中という課題もありますが、引き続き、市のほうからも漁協のほうにお願いをしていただきますようお願いいたします。結構、市民の方々も、私も含めてですけども、こういったことを知らなかったりしましたので、様々な方法で周知していただきまして、市民の安心安全が守れるよう、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問は終わります。

○大田委員

先般、一般質問させてもらったんですが、農道についてちょっとお聞きするんですが、多面的機能支払交付金事業等に取り組みばという答弁があったと思うんですが、その補修前について、その制度に関する説明をお聞きしたいと思うんですが。

○西村農林水産課長

それでは、多面的機能支払交付金事業、この制度につきまして回答いたします。

多面的機能支払交付金事業は、農業、農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的としております。

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成されております。

農地維持支払交付金は、多面的機能を支える草刈り等の共同活動を支援するものでございます。また、資源向上支払交付金は、地域資源、つまり、農地、水路、農道等の質的向上を図るため、農業用施設の軽微な補修や施設の長寿命化を図るなどの共同活動を支援するものでございます。

当該事業に取り組むためには農地が必要となるため、活動組織は農業者のみで構成される場合が多いと思われませんが、一方で、農業者以外の参加も可能となっておりますことから、農業者に加え、地域住民や自治会等で構成される活動組織となる場合も考えられます。これらいずれのケースであっても実施することは可能となります。

現状の取組を進めております活動団体といたしましては、小周防地区で活動を行っている千田郷環境保全会、東荷地区で活動しておりますつかり水と緑の会、塩田地区で活動しております佐田保全会と鹿ノ石を守る会、また、塩田、三輪地区で活動しております石城の里を守る会の5団体が、約240haの農地で取組を進めている状況にあります。

交付金の負担割合でございますが、国が50%、県が25%、市が25%と、活動団体の持出しはございません。令和3年度予算につきましては、歳出に2,092万2,000円、歳入に、国、県合わせて75%の補助となる1,569万2,000円を計上しております。

以上でございます。

○大田委員

今お聞きしたこの多面的機能支払交付金事業は、農業事業団体の活動により支払いはされているようにちょっと感じたんですが、これらの活動に取り組んだ場合に、どの程度の交付金がもらえるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○西村農林水産課長

それでは、活動に取り組んだ場合の交付される額についてお答え申し上げます。

まず、活動に取り組んだ場合に交付される金額でございますが、田、畑など農地の種類や活動の内容によって10a当たりの単価が決まっております。そして、これらにより、活動の対象となる農地面積を基に交付金額を算出することとなります。

例えば、農地の種類が田で、農地維持活動交付金と資源向上支払交付金の共同活動及び施設の長寿命化のための活動、これらを新規で全て取り組む場合を想定しますと、交付単価は10a当たり9,200円となります。仮に、活動する範囲が50haの場合を考えてみますと、50ha、つまり、5,000aとなりますので、この10分の1となる500を10a当たり単価である9,200円に掛けて、交付金額は460万円となります。

交付金額の算定については、取り組む活動のメニューの選択によって単価が変わる場合がございますので、詳しくは所管の方へお尋ねをいただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

結構な金額が下りてくるんですが、この事業に取り組んだ場合、その団体はどんな活動ができるのか、ちょっと具体的に教えてもらいたいんですが。

○西村農林水産課長

それでは、この事業に取り組んだ場合の具体的にどんなことができるのかという点についてお答え申し上げます。

まず、先ほども御説明いたしました、多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成されております。また、資源向上支払交付金は、共同活動と施設の長寿命化を図る活動の2つに分かれております。

まず、農地維持支払交付金の活動に取り組んだ場合でございますが、水路の泥上げ、農地のり面やため池等の草刈り、そして、未舗装農道の路面維持として碎石の投入や敷きならし等を業者に外注、あるいは直接施工で行った場合の経費について、交付金を活用することができます。

次に、資源向上支払交付金の共同活動に取り組んだ場合でございますが、こちらは、水路のひび割れ補修、舗装された農道の部分的な補修、これを業者に外注、あるいは直接施工で行った場合の経費について、交付金を活用することが可能となります。

また、令和3年度より、鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化として鳥獣被害防止のための対策施設の設置、鳥獣緩衝帯の整備や保全管理、農地周りのやぶ等の伐採、農地への侵入築等の防止等、鳥獣対策及び農地利用や地域環境の改善のための活動についても交付金を活用することができることとなっております。

そして最後に、資源向上支払交付金の施設の長寿命化活動に取り組んだ場合でございますが、摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布、未舗装農道の舗装、舗装してある道路の舗装の打ち替え、ため池堤体などの漏水箇所の補修、コンクリート水路の更新、農業水路施設のゲート、バルブ等の更新、これらを業者に外注する場合の経費について交付金を活用することができるなど、農業用施設の補修、更新、これらに幅広く利用することが可能となっております。

交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として、工事1件当たりの費用は200万円未満とされております。

これらの対応に当たっては、必要に応じて、本市の技術職員が、実施方法の検討や技術的支援などを行いながら各種相談に応じるなど、適切な交付金の活用を行えるように進めております。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁は、大変、法人にとってはありがたい、対応、対策じゃろうと思っておりますが、今、農業法人以外の農道ちゅうのが、随分、たくさんあると思うんですよ。その支払交付金とかいうのは、ないわけですか。

○西村農林水産課長

その対象となる農道があるエリアでこの活動に取り組めば、この交付金制度を活用することができるようになるので、申請をしていただく必要がございます。

○大田委員

じゃけ、その申請を対象の法人が管理する農道以外のところでも、申請をすれば可能になると。

○西村農林水産課長

10a当たり単価というのが決まっておりますので、取り組む面積によってもらえる交付金が決定すると説明しました。農振地域でないといけないとか細かい規定はあるんですが、農地であれば、基本的には取り組めると考えて、もしこの交付金の活用等をお考えの場合は、所管の方に詳細をお尋ねいただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと具体的に。今、農地が耕作放棄地になる。そこにたくさんの家ができた場合、そこは、以前から農道であった。そういうときにはそういうの、多面的機能の活動が行われていないと、そういうふうになった場合、具体例として言ったんですが、そのようなときにはやはり申請すれば考えてもらえる。

○西村農林水産課長

1つは、これは、農地の保全管理を進めていくというものでございますので、耕作放棄地になっているという場所については適切な保全管理がされていないということでありますので、もしそれを適切に保全管理していくという方がこの事業に賛成、出てこられるのであれば、申請することが可能であると思われれます。

以上でございます。

○大田委員

なかなか難しいようではありますが、法人に対しては大変手厚い、多面的な支払交付金だろうと思いますから、ぜひそれは、今後もずっと行ってやってもらいたいと思います。

それと、以前から私、観光のことについてお聞きしていたんですが、昔は、国道188号線にイッパッパ、観光交流か、そういうなんがあって、錦帯橋空港ができてからそれがなくなって、錦帯橋空港観光何とかかんとかちゅうのができて、光市も幾ばくかの協力金を支払っておられるんです。

それによって、光市が観光をどのように推移して、観光事業ちゅうか、観光が光市に観光客というか、それがどのぐらい推移で増えたか減ったか、それとも全然なかったか。教えてほしいんですが。

○萬治商工観光課長

岩国錦帯橋空港利用促進協議会への負担金のことだと思いますが、毎年度4万円ほど負担金を支出しております。

それで、この空港利用者のうち、何名が光市に観光で来ているかは、把握が難しく、ちょっとその数はないんですが、参考になるかと思うものが、令和元年度の7月に空港利用者にアンケートとしておまして、来られた方が目的地はどこかという問いに対して、6.9%の方が光市に向かうと回答されております。

これは、この協議会に参加している市町は10団体あるんですが、上から4番目になりますので、具体的な数字ではありませんが、そのぐらいであると参考にはなるかとは思っています。

以上でございます。

○大田委員

アンケートをとって錦帯橋空港で降りられた方のアンケートをとって6.9%が光市のほうに向かうと、それは何の方にとられたのかは分かりませんが、上から4番目であると、それはいいんですが、それで観光客が光市にどのぐらい来て、どのぐらいのお金を落としているか。概算で分かったら教えてほしいんですが。

○萬治商工観光課長

先ほど申しあげましたように、光市に一体何人が観光としてこの空港を利用して来られているか把握しておりません。さらに光市でどれぐらいお金が使われたかも把握をしておりません。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、話は変わりますが、その錦帯橋空港の利用でなくて、今現在、光市に観光客がどのぐらい、元年、2年、3年間ぐらいで比較したら、光市にどのぐらい観光客が来て、どのぐらいの金を落としていると、概算でいいんですが、教えほしいんですが。

○萬治商工観光課長

観光客のほうですけども、元年度と2年度でお答えしますと、元年度が約91万6,000人です。令和2年度は46万6,000人ということで、2年度は特にコロナのことがありましたのでかなり減っておりまして、その前の10年ぐらいを見ますと、基本的には80万人台の後半から90万人台の前半ぐらいでずっと推移してきておりまして、2年度が特に下がったということで、それまでは基本的には80万後半から90万人前半ぐらいがずっと続

いているという状況でございます。

この観光客が幾らお金を使ったかというのは、申し訳ありませんが把握をしてございませし、概算でも出すことができません。

以上でございます。

○大田委員

観光客が令和2年度はコロナのおかげで少なかったんだが、それまでは80万人から90万何人か来ておられると。それはありがたいことでございますが、やっぱり観光客が来てから経済を支えてもらうためには、どうしてもお金が幾らぐらい下りるかというのを、概算でも研究されたほうがいいのじゃないかと思うんです。その観光客がお金を落とすことによって観光産業、観光物産、それが栄えるじゃろうと思うんです。

今、光市において、観光名所言うたら一番有名な冠梅園の2月の梅ですかね。それと夏の虹ヶ浜、室積海岸ですかね。今のところそれぐらいじゃろうと、伊藤公やら石城山やらあるんですが、要するにそういうのは、あれに対する今度はお客様に対するおもてなしがどねなんができていくかというのが、まず、一番大事じゃろうと思うんです。今コロナで対策ができないと言われるかも分かりませんが、コロナが終わってから観光客が来て、いかに光市に金を落としてもらうようにする事業が必要じゃないかと思うんですが、そこんところを、どういうふうお考えかをお聞きしたいんですが。

○萬治商工観光課長

まず、おもてなしということもございましたが、昨年度と今年度海水浴場は開設しませんでしたけれども、多くの方が来られるということ想定しまして、ごみの収集とか、あとは案内所は開設しまして、定期的な連絡の放送など、そういったことはいたしました。

それと、海水浴は開設しませんでしたので、今年度実施はできませんでしたが、虹ヶ浜海水浴場については、多く求められておりましたシャワーを期間中に設置しようということもございましたので、そういったことは今後もやっていきたいと思っております。

それから、観光客にお金を使っただけという視点でございますが、例えば今も実施しており、昨年度も実施した、周南3市で取り組みましたぐるりんスタンプラリーは、ただ施設を回るだけではなく、有料の施設に入る、レジを通過してもらう、入浴するなどお金を使っただけで、初めてスタンプが押せるという仕組みにしましたので、莫大な金額ではないでしょうけれども、そういった工夫もしております。

今後につきましては、今言いましたスタンプラリーが9月の末で終わる予定だったところ、ちょうどデルタ株の感染拡大防止集中対策期間が重なりましたので、これを10月末まで延長しまして、お客さんにさらに来ていただくようにしております。

これが終わった後には、冬の第2弾も検討しているところでございます。今後の観光客の誘致に向けては、教育委員会の所管で、経済部所管ではございませんが、デルタ株の感染拡大防止集中対策期間で延期されていまして伊藤公生誕180年記念企画展も始まりますので、こういった商工観光課以外の部署による取組からお客さんが増えることも

期待しております。

それから、委員言われたとおり年明けには梅まつりに多くの方が訪れますので、これに向けてしっかり準備をしてきたいと思っております。海水浴とか梅まつりとか多くの方が来られるものを引き続き実施していきながら、新たな取組についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

要するにそのような観光客の人たちがたくさん来て金を落としてもらえるということになったら、今、同僚議員委員が言われたように、病院組合やら商工会のなんかもだんだん栄えてくるだろうと思うんですよ。以前、光市も鱧と鰯、あれの名産で打って出たことがあるんですよ。それがそのときには飲食店が鱧やら鰯を一所懸命出しておられたんです。それがいつの間にか、なんとなく尻切れトンボになっているんです。今は防府の城下鱧ですか、ああいうふうに名前を打って出ておられるんですが、光も鱧なんか今だにいっぱいとれるんです。

だから、何か光に来て、これを食べて帰ろうとか、またはこれをして帰ろうとかいうような事業を、民と公一緒になって公が指導をしながら、いろんな案を出しながら補助金を出しながらやっていかれたら、光市も観光客来て、光市にどうお金を落としてもらえるから少しは光市も潤ってくるんじゃないかと思うんですが、そのところのお考えはどうなんでしょうか。

○萬治商工観光課長

今、鱧、鰯の話が出ましたけれども、今現在はそういった光に来てこれを食べられるというようなものに、補助金を出しておりません。少し違いかもかもしれませんが、お土産品については、御承知のとおり光ブランド創出事業「光セレクション」を実施しております。こちらは30年度から始まって3年間の予定でしたが、昨年度実施しませんでしたので、今年度また改めて実施をしておりますが、その場に来て直接お土産品を食べるものではありませんが、今年度で3年間のものがそろいますので、PR等をして、こういったところにお金を使っただけのよう工夫をしまいたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

その光ブランド創出で3年でやってきたと。そうすると私は今、光が光プロモーションか、あれでビデオを撮って売っていかうとしているときに、その中にこういうものがありますよとかいう宣伝も入れて、皆さんに知ってもらおうようにしたらいいんじゃないかと私は思っておるんですよ。

今のところはそのような考えは写っていないんですが、そういうふういろんな媒体を使って啓発活動して、お土産でもそりゃいいです。里の厨みたいところで、野菜もこれが光市のお勧め品ですよというんで売るのもいいと思う。だから、そういうふうにい

ろんな媒体を使って光市のいかに魅力的に発信して、光市のはこういうものがある、こうたいもんがある。そしてまたこういうような名所があるというのを、いろんな媒体を使ってやっていって、いかにして光市に来てお金を使ってもらうか。光市以外の人も光市に来てお金を使ってもらうような、どうしても観光イコール光市に金も落ちるといいう政策を今後ずっと打ち出していってほしいんですよ。

光市に来て、おって、はあ、帰るか、そういうような観光でなくて、光市にいかにしてお金が落ちるかという政策を今後とも作っていってほしいと思うんですが、そここのところのお考えがあったらお聞かせください。

○萬治商工観光課長

市内には、委員も御承知のとおり魅力的な観光資源というのは点在しておりまして、たくさんございます。観光ガイドブックでも海・山・歴史・花など観光スポットを紹介しており、観光客を増やして本市でお金を使っていただくためには、1か所どこか行ってもらおうというよりは数か所回ってもらって、滞在期間を増やすということが必要と思っております。このためガイドブックでも観光施設等をテーマごとに巡る観光ルートを紹介したり、観光マップをつけて市内を巡りやすくするような工夫もしております。

委員いわれたとおり、市内に長く滞在していただいているいろんなところを回ってもらおうというのは必要なことと思いますので、そのためにはしっかりとPRをしていくということも必要だと思っておりますので、機会を捉えて市内、市外、県外に光市の観光などをPRしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長

大田委員、質問は大分ありますか。

○大田委員

要するにそういうふうに、観光に対して今そういうふうに、今しております、しておりますではなくて、これからはこういうふうなビジョンを持って、こういうふうに進めていこうという計画もありますよというような答弁が私としてはほしかったわけですよ。それでこういうふうにして光市を観光客、または市内でもお金を落としてもらえりような政策がこういうふうな次に持っていますよと言って、いかに光市に来てもらって観光客または買い物客が光市にいかに来てもらって、光市にお金を落としてもらう方法を今後とも私はとっていってほしいと思うわけでありまして。

だから、ぜひ強い要望としておきますが、ぜひともそういう政策を今後とも練って、次々に発表していって、いろんなところの媒体を使っていかにして来る、それでそこに滞在してもらってお金を落としてもらおう。そういう政策をぜひとも今後は展開して作ってほしいと思っておりますから、よろしくお願ひします。

○仲山委員

これまで一般質問でも取り上げてきておりました栽培漁業センター跡地の売却に関してお尋ねいたします。

光市の水産業の活性化にとどまらない多方面に渡る大きな効果が期待され計画と考えておりました、これまでしつこいくらいに取り上げてまいりました。このたび公募型プロポーザル方式によって売却を進めていた栽培漁業センター跡地は売買契約が結ばれたと聞いております。優先交渉権者とその提案内容、それから契約までの協議についてお伺いします。

○西村農林水産課長

それでは、栽培漁業センター用地売却に係る公募型プロポーザルについて優先交渉権者等の状況についてお答え申し上げます。

まず、栽培漁業センター用地売却に係る公募型プロポーザルで優先交渉権者となりました株式会社友松商店より、「光の海の恵みを感じる賑わいの場づくり」を基本コンセプトとした施設整備に求められる機能として、本市が示した5つの機能を全て兼ね備えた施設を整備する旨の提案が提出されております。

次に、契約までの協議でございますが、8月上旬に優先交渉権者が特定されて以降、早急な契約締結のため、速やかに契約手続きを進め8月中旬には売買契約を締結しております。

以上でございます。

○仲山委員

心配しておりました条件5つといたしますか、あれも全てを盛り込んだ形での提案があつて契約にたどり着いたということを大変喜ばしく思います。これからが勝負かなと思うんですけど、市の協力があつて初めてこれがいい形で実現されていくと思うんですけど、そのためには関係者との漁業関係、それから地域、商工関係との調整が重要になってくるものと思います。そのあたりについてのお考えをお伺いします。

○西村農林水産課長

施設整備を進めていく上での市の担うべき役割というか、そういったことについてのお尋ねと思いますが、施設の整備を行うのはあくまで売買契約を締結した事業者となりますが、当該施設の整備に当たっては求められる施設機能といたしまして、市内で水揚げされる鮮魚を販売する地元産海産物販売機能、光市産海産物を活用した飲食物を提供する飲食機能、そして市内や近隣で水揚げされる海産物を加工する海産物加工機能、市内で水揚げされた海産物加工品等を販売する海産物加工品販売機能、そして漁業者との交流イベントの開催や光市産海産物等の特徴等を発信する交流情報発信機能、このように5つの項目があり、漁業者や光市場における仲買人あるいは地域の方々と様々な調整を図りながら進めていかなければならないものと思われま。

こうした状況から、事業者には提案した内容が達成できるように頑張ってもらいたいと考えておりますが、関係する方々がお互いの意見を出し合い協力し、また連携を図

りながら水産振興拠点施設を中心とした「光の海の恵みを感じる賑わいの場づくり」がしっかりと進められますように、市は強力なサポーターとなりまして、必要な調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

大変しっかりと認識していただいていることは分かりました。先ほど、他の委員からも指摘がございました。海産物のブランド化という点においては、よそに持って行かれてしまった感もある鱧のようなものもあつたりします。

やはり、観光振興、あるいはそういうことを図るときに、中身もないのに来てもらってお金を使ってもらうための手だてをいっぱい講じて、これ仕方がないところだと思います。やはり、その中身をつくるという意味で今回のこれが、宣伝さえして来てもらえばもう、喜んでもらえるというものになるように、今これまで話がしっかりと、どういうんでしょうか、夢を大きくしてきましたけども、しぼんでいかないように、しっかりとサポートしていただければと思います。

もう一点、ございます。室積海岸の浸食のことについてです。

光漁港海岸保全施設整備工事となっておりますけれども、浸食は著しいということもありまして、地元では大変気にしております。先般の台風でもやはり少し、また削れてしまったといったような状況ではあります。

今後、台風は、ちょっと大きいのはこっちに来ないで済んだなというところでちょっとほっとはしているところなんですけれども、今、防潮柵の工事は進められているといった状況かと思えますけれども、台風シーズンの高波による浸食対策として、大型土のうによる応急措置のための予算というのが計上されていたと思います。実際に、先般の台風の前にはそれがなかったわけなんですけれども、その辺りのことを地元では大変気にしております。その土のうの設置、あるいはその浸食対策、台風大波、高波対策というのについて、どのようになっているかお伺いします。

○西村農林水産課長

それでは、今年度予定しております大型土のうの設置、これについての考え方についてお答え申し上げます。

まず、浜崖対策の実施に係る考え方でございますが、光漁港海岸のうち、松原地区の海岸は、台風や冬季波浪の影響により浸食が進行し、松の根や過去に設置した大型土のうの劣化が進むなど、浜崖が急激に悪化し、地域住民に不安を与える状況となっております。このため、養浜が実施されるまでの当面の措置といたしまして、海岸浸食や砂浜の後退を防止することを目的として、令和3年度に浜崖対策を実施することとしております。

当初は、養浜実施までのつなぎであり、短期的な対応であることも踏まえ、過去に採用した大型土のう工法による対策を考えておりましたが、実施に当たり、浸食に対する追従性が低いこと、劣化の進行が早いこと、木杭が露出して危険な状態になること、ま

たマイクロプラスチック等環境面の観点など、多くの懸念事項があることや、それらに加え、過去に実施したこうした施設が現状も効果を発揮しているとは言えない状況で存在していることなども踏まえ、同程度の費用で、こうした状況を克服できるような対策はないか、再度の検討をしていたところでございます。

現状、こうした対策工法の見通しもつきましましたので、発注に向けた入札手続を進めている状況にあります。準備ができ次第、年度内完了を目指し、浜崖対策工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

今お答えいただいたように、私たちも、その土のう袋の材質等も気になっております。今もむき出しになってきつつあって、心配で困ったなと思っていたところでした。

それに代わる工法というお話がございました。もう具体的に、何かその工法についてお話しただけのことがあるのでしょうか。

○西村農林水産課長

現状、入札をしておりませんので、確定次第、お知らせするというところで、申し訳ございませんが、ご理解ください。

○仲山委員

今、その反省に立ってという話でありますので、その辺りは改善される工法がどうやら検討なされているものだと理解いたしました。

以上で、私の質問を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

7 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第52号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

大和スポーツセンターの柔剣道場に冷暖房の設備を整備したということで説明がありましたけど、大会議室が1時間540円と、この柔剣道場が1時間540円という形になっておりますけど、540円という額について、どういった考え方なんですか。これ、大きさですか、それとも冷暖房設備の容量とか、そういったものでこの値段なんですか。その辺りを教えてください。

○松並都市政策課長

このたび定めようとしております1時間当たり540円の算定の考え方についてお答えをさせていただきます。

まず、基本的な考え方として、設備や施設を使用しサービスを受ける市民の方がその対価として応分の負担をする受益者負担の原則を踏まえて設定をいたしました。令和2年3月に策定いたしました光市公共施設使用料の見直し基準に準じまして、原価に受益者負担割合を乗じて算定をしたものでございます。

少し具体的に申し上げますと、原価といたしまして、見直し基準では、維持管理に要する人に係る費用と物に係る費用とされており、人に係る費用として、この設備のみに係る費用はございません。物に係る費用につきましては、維持管理に係る電気代、修繕や保守点検、消耗品などを見込んでいます。

以上でございます。

○田邊委員

いや、私が聞きたいのは、540円と額が一緒だから電気の容量が同じなんかと、その冷暖房の電気容量とか施設の大きさがこの部屋なりに大きい、その同じような形なのかという部分を、その比較的な割合で知りたかったんですけど、その辺りが分かる範囲でお願いしたいと。

○松並都市政策課長

大和スポーツセンターの1階に大会議室がございまして、広さが210m²でございます。その真上の2階に柔剣道場がございまして、広さが190m²でございます。僅かに面積が異なるのは、倉庫がある分小さくなっているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

その冷暖房設備は別物になっちょるんですか。新しくつけたものは、大会議室のものと同じぐらいのレベルの物なのか。

○松並都市政策課長

大会議室の冷暖房設備につきましては、大型で集中管理がなされているもので、容量等については申し訳ありませんが把握してございません。このため、柔剣道場は後付けで、据置型の冷暖房設備を設置いたしましたので、設備としては異なるものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

設備としては異なるんですが、最初に言われたように、広さは210m²と190m²のさほど変わらないよという考え方で、この540円を出したということで理解してよろしいん

ですか。

○松並都市政策課長

このたびの考え方といたしましては、昨年策定した公共施設使用料の見直し基準に準じて算定したものでございますが、結果として同じ金額になったものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

算定したら540円になったというところで理解していいわけね。ちょっとしつこいようですけど、同額じゃったんで、気になりました。分かりました。

○大田委員

同じことなんですけど、大会議室の冷暖房設備は体育館を造ったときに設置した設備ですよ。今度、柔剣道場には今回、新しく設置したわけでしょ。ということは随分節電型になっちゃよと思うんですよ。そこんところの考慮されたんじゃないだろうか、どうだろうか。

○松並都市政策課長

維持管理に係る見込みの料金として、電気代というものも当然算定上考慮いたしております。このたび、実際に現在契約しております電気料金を参考に計算をいたしました。それに対しまして、委員おっしゃられました大会議室の冷暖房設備の使用料は建設当初から整備されたものでございますし、その後消費税の改正や行政改革による使用料の見直し等で変更がなされておまして、電気料金がどの辺りまで反映されているのかというのは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○大田委員

いや、持ち合わせておりませんってことはないでしょう。それは設置しちゃったんだから、持ち合わせておりませんっちゅう答弁はないでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

ちょっと手元にないとかいうことでありますが、また調べてもろうて教えてください。いいですか。

○松並都市政策課長

当時の資料等を調べてみます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第46号 令和3年度光市一般会計補正予算（第6号）〔所管分〕

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○清水委員

こんにちは。まず、これ、県の事業ではあるんですが、このたび河川の監視カメラが設置されて、私もそれを見て非常に分かりやすくていいなあと思っておったんですが、これの何か反響というのは市のほうにありましたでしょうか。

○山本道路河川課長

委員お尋ねの河川監視用カメラは、山口県が三井八丁目の島田川沿いに設置し、令和3年6月15日から運用されているカメラのことだと考えております。このカメラの運用開始後、市民の方から市のほうにカメラに関する意見などは頂いたことはございません。また同様に、県のほうにも御意見等は入っていないということでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。今回8月豪雨でのことなんですが、例えば土砂が崩れて県道に入ってきたとか、木が倒れたとか、そういったときの県との連携というのは、光市としてはどのようにされているのでしょうか。

○山本道路河川課長

県道や県が管理する施設に被災が生じて市のほうに連絡が入った場合でございますが、状況に応じまして、初期の確認を市のほうでいたしまして、必要な安全対策等、立入りが危険であるようでしたらコーンを設置したり、立入禁止の表示をしたり、そのようにした上で県のほうに情報を提供しております。その後の処置については県のほうで対応

ということになっています。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。また、災害時の資機材とか重機の協定というのは市と民間業者で結ばれているものがあると思うんですけど、今回8月豪雨のときというのは、その協定を結ばれているところの何か活用とかはあったんでしょうか。

○山本道路河川課長

市との協定につきましては所管外のものもございますので、道路河川課所管の範囲ということでお答えさせていただきます。

協定につきましては、災害対応等の際に人員や機材等が不足するような場合、協力を要請するものでございます。本年の8月豪雨におきましては、人員や資機材が不足するような状況ではございませんでしたので、協定に基づく要請というのはいたしておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。この協定、総務課とかにまたがってくるとは思うんですけど、今度は資材とか重機とか以外にも、毎年毎年何かしらの災害も起きておりますので、今回非常に迅速な対応というのをされて、僕もすごく連携されているなというのはすごく感心しておったところです。

庁内の連携というのは今すごく取れていると思うんですが、民間の建設業者との、そういった災害時の個別の協定というのも、今回、課も超え総務部とかも併せて、今後検討していただけたら、もっともっと災害時の対応というのが、幅広く迅速にできることもあるのかなとは思っております。これも、ひとつ提案とさせていただきます。

また、このたび、陳情で気になったのが、ボランティア団体、山口TNR実行委員会さんが、看板設置のことで建設部に行ったときに、費用がかかるよと言われたという話があったんですが、例えば、市が管理する道路に看板を設置するときの手順、どういうふうにすれば設置まで持っていけるのかというのを、教えていただきたいと思います。

○邊見監理課長

こんにちは。道路に看板を設置するという事でどうすればよいかということですが、基本的には道路占用の発生の発生するかと思います。具体的には、道路占用につきましては、道路法なり道路法施行令なり定めがありまして、それに従って手続が必要になりますが、お尋ねのような看板につきましては、まずは、基本的には、それがどのような目的で設置するものとかいうことの判断が必要になってくると考えております。通常は電柱であるとか水道管であるとかガス管であるとか、そういったものが本来、道路占用でよく出てくる物件でございますが、看板等につきましては基本的にはどのようなもの

が出てくるか、いろいろな場合があると思います。具体的には、これまで例がないようなものであれば、市のどこかの部署で、その看板が行政財産である道路に設置できるものであるかどうかを判断することが必要になろうかと思えます。その上で、そういうことが可能であれば、今度は道路の構造から、そういう看板等が、道路付属物として安全なものであるということを確認をした上で、設置の申請を受け付け、許可を出すような流れになろうかと思えます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。まずはどういう目的かというところの判断からということで理解いたしました。

次の質問なんですが、光市都市公園、例えば遊具の増設とか改修とか、リニューアルしていくといった計画は、今のところあるのかどうか、その辺りのお考えをお聞きしたいと思えます。

○松並都市政策課長

都市公園におきましては、老朽化した施設の維持管理あるいは長寿命化に取り組んでいるところでございまして、新たな施設整備というのは、現状非常に厳しいところでございまして、リニューアル等の計画は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。かなり財源、コストもかかると思えます。ちょっと、私1つ提案なんですが、今回のオリンピックで非常に盛り上がったスケートボードがありまして、スケートボードパークを新しく造るところも、一つ都市公園の活用と新たな人口の呼び込みとかというところで、私は非常に面白いんじゃないかなと、まちおこしの一環も兼ねて思っております。個人的に興味があって、個人的にそういったところをやっている業者に見積りを取って見たら、このスケートボードパーク、規模にもよるんですが、思っていたより大型遊具をどんと設置するよりも、かなり低コストで造れるということも分かったので、これも将来光市から、若い人がオリンピックで金メダル取るっていう、そういった未来の希望というのも持てる非常に面白い都市公園の活用じゃないかなと思っております。もちろん財源の問題とかもあると思うんですが、こういった夢のあるというか、希望のあることもぜひ検討いただけたらなと思っております。これは提案とさせていただきます。以上で私の質問は終わります。

○早稲田委員

土のうステーションについてお尋ねします。

これまでの2年間と現状との比較した利用状況を教えてください。

○山本道路河川課長

委員仰せの土のうステーションは、土のうや土のうの作成に必要な土砂を島田川周辺の4か所に、令和元年度から令和3年度まで、6月から10月の間、試験的に設置するものでございます。この土のうステーションの利用状況ということでございますが、年度ごとに、4か所の合計の使用数でお答えさせていただきます。令和元年度は455袋、令和2年度は1,059袋でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年度は増えているので、災害が多かったということなんですか。

○山本道路河川課長

令和2年度につきましては、皆様に周知されたということで利用が増えたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

もう一つ質問です。原材料支給制度というのがあると思うんですけども、全部、金額が使用されないと思うんですけど、余った金額については、運用はされているのでしょうか。

○山本道路河川課長

原材料支給制度の限度額以内で、余ったお金ということで、繰越しができるかという観点でお答えさせていただきます。あくまで単年度の限度額が10万円でございます。つまり、前の年度が限度額に満たなかったから翌年に繰り越して使用というのはできない制度となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

限度額というのは、1つの自治会に対して10万円でしたでしょうか。

○山本道路河川課長

仰せのとおり、1自治会に対して単年度が10万円でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。あとこちらは要望なんですけれども、今の制度では、原材料を基本的には取りにこないといけないということになっているようなんですけれども、自治会の

方で高齢の方や女性の方とかだと、取りにくるということは材料が重すぎて大変だと思います。できれば現場に持ってきていただければと要望いたします。

○山本道路河川課長

御要望とのことですが、重量があるものについては、直接現場の近くまで持っていくといった対応もっております。

以上でございます。

○早稲田委員

失礼しました。臨機応変にその辺りを対応していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○大田委員

一般質問でもさせていただいたんですが、認定外道路についてでございますが、認定外道路の災害対応について、平素とどのような違いがあるのか、お答え願いたいと思います。

○山本道路河川課長

認定外道路の災害対応ということでございます。例えば認定外道路におきまして、崩土が発生したような場合は、応急的に現状に応じて一時的に除けることもございます。これは現場を確認した上で判断をさせていただいております。

それと、認定外道路に対する災害の制度についてでございますが……。すみません。

○委員長

執行部、時間かかりますか。（「もうすぐ」と呼ぶ者あり）

答弁の準備ができるまで暫時休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本道路河川課長

法定外公共物のうち、認定外道路につきましては災害復旧事業に該当しませんが、異常気象により公共的施設が被災したことに起因して、住家に危害を加えるおそれがある場合などの要件を満たせば、光市公共的施設災害復旧事業補助金という補助制度がございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると認定外道路で災害によって崩れたところも、市のほうとしては見られない

という結論でございますか。

○山本道路河川課長

先ほど申しましたように、被災したことに起因して住家に危害を加えるおそれがある場合は補助制度の対象となりますが、そのほかについては対象とはなりません。

以上でございます。

○大田委員

そうなると、自治会で直せと。

○山本道路河川課長

関係者や自治会の方々などの御協力をお願いということになります。

以上でございます。

○大田委員

そのときも材料支給の建前から10万円以下の材料支給または3分の1やったかね、最高20万円じゃったかね、工事する場合に、それしか出ないということでございますか。

○山本道路河川課長

委員仰せのとおり、原材料限度額、年度で10万円、そして施工費の2分の1、限度額10万円、合わせて20万円ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

そのときも自治会長から申請をしなくちゃいけないということでございますか。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

あんまり芳しくないと私には思っておりますが、一般質問でも認定外道路の認定について御説明がありましたんですが、要綱ができる前に、認定外道路と市道とのどういふふうなすみ分けをされたのか、もう一遍お聞きしたいと思います。

○邊見監理課長

市道は道路法の道路でありまして、道路法には、道路法の目的は、道路整備ではなく道路網の整備であるというふうに明記されています。道路網の整備は、国土のあらゆる場所に物的な道路施設というハードの建設を進めるものではなく、人の通行や物の流れを安全かつ円滑に行う道路交通機能の確保・充実を目的とするものと考えられており、

本市の市道についても、我が国の経済・社会活動を支える交通ネットワークを構成する道路法の道路の一つとして国道など幹線道路の機能を補完する役割を持つということで整備されてきたというふうに考えています。

○大田委員

一般質問でもさせてもらった。同一地域において、同じような状況の下に、認定外道路と市道とがあるんですが、その違いを教えてください。

○邊見監理課長

市道認定路線の選定については、それぞれの時代における社会的な要請等に応じて判断されたものと考えており、具体的には幹線道路の整備状況や都市計画をはじめ上位計画における市道整備の位置づけ、個別の状況の整理等を踏まえ、総合的に検討を行い、市道認定を行う路線や範囲案を決定し、道路法に定められた手続によって適切に市道認定を行ってきたものと考えています。

○大田委員

その地域において、認定外道路より狭い道路も市道と認定されているんですよ。同一地域において市道と認定外道路の違いをもっとはつきり、どういう違いがあるのか教えてください。

○邊見監理課長

その当時におきましてどのような判断が行われたかは記録されておりませんが、当時においては適正な手続を経て市道認定を行っており、当時行われた手続については適正なものと考えております。

○大田委員

記録に残っておりませんが、適時に判断されたといっても、実際に同一地域において同じ道路であって、その道路よりも狭い道路が市道と認定されて、大きい道路が市道と認定されていない。その違いをはつきり、当然文書で残ちよるはずなんです。要綱になってからは、要綱どおりに設置された道路でなければ認定できない。それは分かりますよ。それ以前のことを私は聞いちよるんですよ。

○邊見監理課長

市道認定の具体的な手続につきましては、道路法に定めがあり、市道認定を行うためには、まずは市議会に市道認定に係る議案上程を行い、対象路線についての路線名や認定使用する区間の起点及び終点、重要な経由地、延長や幅員をお示しし……

○大田委員

待て、待て。それは要綱が決まってからでしょう。それ以前のことを聞きよるんです

よ。

○邊見監理課長

道路法のことですので一緒でございます。

○委員長

ちょっとすみません、混乱しています。一回、邊見課長答えてから、また大田委員、再度質問してください。

○邊見監理課長

市議会での御議決を賜り、その後に光市長が市道認定の告示等を行う仕組みとしています。こうしたことから、市道認定につきましては、市議会において御審議頂く過程で、内容に疑義等があれば、所管部長、担当課長等に疑義等が質され、その上で御審議を頂き御議決を頂いたものと考えています。したがって、既に認定済みの市道につきましては、本市といたしましては適法な手続によって認定されたものと認識しており、現時点において認定内容についても適正なものと考えております。

○大田委員

そうなる、市議会の議決を得たわけだな。市議会の議決を得たなら、市議会の議決の文書を出してください。

○邊見監理課長

議決されたものにつきましては、別途保管されておりますので、今手元にはございません。

○大田委員

私は認定外道路について、認定についてお聞きすると言っていたんだから、それならちゃんと調べて持ってくるべきでしょう。当然聞かれるはずでしょう。議会の議決を得ていると言われたんだから。

○邊見監理課長

認定された市道につきましては、そういうふうに議決されておりますが、認定されていないものについては議決がされておきませんので、その辺りは資料はございません。

(「何て」と呼ぶ者あり)

認定されていない市道につきましては、当然議案上程されておきませんので、議案等ございません。

○大田委員

何遍でも言うのですが、同一地域内において、その道路よりも狭い道路が市道と認定さ

れて、広い道路が認定されていないんですよ。そのところは違いがはっきりしていませんでしょう。それだから、大きな道路と小さい道路があって、大きな道路が認定されなくて小さい道路が認定されている。そのところを、はっきり議決されている、されていないじゃなくて、明確なる答弁というかができるはずでしょう。書類がないからできませんじゃないでしょう。

○邊見監理課長

委員御案内のように、市道認定路線の近傍にある道路が市道認定をされていない事例もあろうかと思いますが、現時点で、市道認定がされていない道路については、具体的な調査により市道認定が可能となる基準を満たしているかどうかを確認することが必要になります。したがって、近傍の道路が市道となっていることをもって市道認定が可能であるということにはなりません。

以上でございます。

○大田委員

答弁がおかしいんだがな。それは今現在の要綱について当てはまるか、当てはまらないかのことを言うておられるだけでしょう。要綱が決まる前に市道と認定外ちゅうのがあったわけでしょう。そこんこの違いをはっきりした文書か何かがあるはずでしょう。ここの地域においては認定外、ここの道路においては市道と認定する。そこんところがはっきりあるわけでしょう。そこんところを私はお聞きしよるんですよ。

○邊見監理課長

市道認定の時期によりましては、現行の市道認定要綱とは異なる基準によって市道認定がなされたものもありますが、市道認定は、当該道路施設の整備時期等に応じて、過去の市道認定基準を適用して市道認定ができる仕組みとはしておらず、法令上は現行の市道認定要綱の基準に適合することにより市道として認定することが可能との仕組みとしております。したがって、現行の基準に基づいて判断をすることになります。

○大田委員

今、過去の市道認定によりと言われたですよ。

○邊見監理課長

過去の市道認定基準を適用して市道認定ができる仕組みとはしておりませんと申し上げました。

○大田委員

それは現在の要綱でしょう。

○委員長

今、過去に認定したものは議決を得てやっている。ただ、そのとき、過去に認定したときと認定していないときの仕分けの基準は、その段階のものは今ないという理解で良かったですかね。それ以降、現行については、きちんと現在の市道認定基準があって、それに沿ってやっておると。幾つか質問のすれ違い。(発言する者あり)

○大田委員

同じ地域においてですよ、何遍も言う、何遍も言う、同じ地域において、認定外道路は認定された道路よりも広いんです。それが認定外道路になっている。狭いのを基準があって決めたんでしょう。その基準を示してくださいと言っているだけ。それは今の基準、要綱にないから、もう決められませんじゃなく、基準があって決めたんでしょう。だからそこを言ってくださいと私は何遍も言っているんです。

○邊見監理課長

何度も申し上げていますが、過去の基準において、当時、認定されなかった市道については、現行においては、現行の基準において認定かどうかを判断することになると考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、過去のことににおいては全然要りません。新しく決めたところしか、現在、市は行わないと、そう言っているのですね。

○邊見監理課長

現行の要綱においてはそのような形の取扱いになろうかと思えます。

○大田委員

それで、市道は、幹線道路に密接した交通網であるというようなことを一番最初言われました。伊保木地区において、真ん中の道路は市道なんですよ。それに対する枝道は全部生活道路で認定外道路なんですよ。そこも主要路線の一つに考えられんですか。そこんところはどういうふうな考えでおられますか。

○邊見監理課長

その当時の判断はちょっと分かりませんが、現行の市道認定要綱によりますと、起点及び終点が公道に接続する道路または起点もしくは終点の一方が公道に接続し、地域的な道路網の主要部分を構成する道路及び隣接市町に通ずる主要な道路というような言い方になっておりますので、その起点・終点間を市道が今接続されていると思えますので、その間を迂回するような生活道路については、当時市道としなかったのかというふうにも考えられるかと思っております。

以上でございます。

○大田委員

市道があって、その市道に連なっちゃう、そこに住居がいっぱいあるところは市道認定されていないんですよ。それで、家がないところは市道にされているんです。そしたら、家があっても主要路線とみなさんと、そういう考えでいいんですかね。

○邊見監理課長

主要路線とみなすかどうかということについては、今お答えはできませんが、道路法の道路の目的が最初に申し上げましたように、人の通行や物の流れを安全かつ円滑に行う道路交通機能の確保であり、その地域の生活のための道路を造るというような目的ではありませんことから、そういう主要施設を連絡するような道路を造るものを市道としてまずは整備をして、これから全体として市道の道路網のことを考えていくようなことになろうかと思えます。

○大田委員

生活に対する主要な道路と、その住居に住んでおられる方が毎日毎日主要路線として使っているわけでしょう。それが考えられないから、市道と認定できない。一番最初にそういうふうに決めたから市道として認定できないと。それは住民が毎日主要路線として使っているわけでしょう。それができないというのは、少し考え違うんじゃないんですか。

○邊見監理課長

道路法による主要な道路等の考え方でございますが、主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要生産施設等を相互に連絡する幹線道路、主要幹線道路、そうしたものを市町村道として整備することとしております。

○大田委員

団地中にある道路がそれに当たるんですか、そうなる。違うでしょう。主要なところと主要なところを結ぶ道路を市道として認定しちよると言われた。団地中、そこは毎日使いよる道路でしょう。

○邊見監理課長

本市の市道認定要綱におきまして、起点及び終点が公道に接続する道路、また起点もしくは終点の一方が公道に接続し、地域的な道路網の主要部分を構成する道路及び隣接市町に通じる主要な道路という項が設けてあり、それが先ほど言いましたような行き止まりの生活道に一部合致するものと考えております。

○大田委員

今、おもしろいこと言われた。行き止まりの道路は市道に認定せんと。

○邊見監理課長

表現が不適切でした。お詫び申し上げます。

先ほど申し上げた意味は、一方が公道に接続して、もう一方が団地内で終わってるといような意味で、その中で行き止まりという意味でありまして、ぐるっと回って出ることが可能なような道路を考えております。

○大田委員

前々回か、新しくできた道路、行き止まりですよ。幅が4mで側溝がある。行き止まりですよ。それを市道と認定されたんですよ。

○邊見監理課長

それは、本市要綱の規定により、市道認定するものに合致しております。以上でございます。

○大田委員

行き止まりは市道と認定しない。今、言われたやないですか。行き止まりは市道と認定しないって。それは、ほかの道でつながってるから市道と認定したって、今、言われたやないですか。

○邊見監理課長

ちょっと誤解が生じていると考えておりますが、行き止まりだから市道と認定しないと申し上げたわけではありません。

○大田委員

じゃあ、どう言われたんですか。行き止まりであつたら市道と認定しない言われたやないですか。

○委員長

邊見課長、市道の認定する要件をもう一度ちょっと、繰り返しになるかもしれませんが、御答弁願います。

○邊見監理課長

国道または県道に接続し、系統的で交通上、重要な道路、これがまず1つでございます。

次に、起点及び終点が公道に接続する道路、または起点もしくは終点の一方が公道に接続し、地域的な道路網の主要部分を構成する道路及び隣接市町に通ずる主要な道路、これが2つ目でございます。

3つ目が、起点及び終点が公道に接続する道路、または起点もしくは終点の一方が公

道に接続し、地域的な道路網の主要部分を構成する道路及び隣接市町に通ずる主要な道路を市道と認定することとしております。

○大田委員

そうなる、同じ団地内にある、同じ地域にある道路、片っ方は市道、片っ方は認定外道路、おかしいじゃないですか、その言い方やったら。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見監理課長

すみません。

行き止まり道路につきましては、一定の条件を兼ね備え、一方が公道に接続し、かつ地域生活に密着している道路を市道認定の条件として要綱で定めております。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと聞き取りにくかったね。もう少しゆっくり言うて。

○邊見監理課長

行き止まり道路で、一定の条件を兼ね備え、一方が公道に接続し、かつ地域生活に密着している道路は市道の認定条件として定めております。

○大田委員

じゃけ、同一敷地内において、両方が開放されちよつたら認定できるんじゃないんですか。

○邊見監理課長

その当時の判断はちょっと分かりませんが、現状で見ますと、その地域内の道路を整備せずに、それを迂回するような道路を整備するような整備状況と今なっておりますことから、そのような判断がなされたものと考えております。

○大田委員

伊保木地区なんかも、両方が開放されちよつて、真ん中に民家があつて、それをその民家の人は主要道路として使ってる。それも認定できるんじゃないですか。

○邊見監理課長

現行の市道認定要綱の基準に沿って判断することになろうと考えております。

○大田委員

いや、それは新しくできた道路のことを言ってるわけでしょう。以前からある道路のことも言ってるわけ。

○邊見監理課長

全ての認定外道路につきましては、認定をするためには、現行の認定基準による判断が必要になろうかと考えております。

○大田委員

そういうふうと言われるが、今の現行の、する前の条件ちゅうのはどういう条件じゃったんですかって、先ほどお聞きしてるんですよ。認定外じゃなくて、市道にするためには、新しく要綱が決まる前の条件はどういう条件じゃったんですかと聞きよるわけですよ。

○邊見監理課長

これまでに認定がされておられませんので、どの条件で判定されなかったというのは判断することはできないと考えております。

○大田委員

なぜ、判断することできないんですか。道路じゃったら、全部判断、ここは認定外、ここは市道というふうに判断されたんでしょう。判断されたから、市道と認定外ちゅうのがあるんでしょう。だから、そのときの基準ちゅうのがはっきりあったから、ここは認定外道路、ここは市道と認定したわけでしょう。だから、その条件を教えてくださいと何遍も言ってるわけですよ。

○邊見監理課長

市道認定議案として上程された経緯でもあれば、そういったことも分かる可能性あるかと思いますが、これまでに議案上程もされていないような箇所につきましては、具体的にはどういう判断でされていないかということは記録はしてありません。

以上でございます。

○大田委員

記録はしてありません。その答弁じゃ、答弁なってないでしょう。だから、認定外道路、認定道路、されたのは今の要綱のできる前のことであって、新しく要綱ができてからのことじゃないんだよ。その基準をはっきり教えてくださいって何遍も言いよるでしょう。

○邊見監理課長

これまで認定をするような手続を一切踏んでおりませんので、そのようなことは困難と考えております。

○大田委員

手続を踏んでないっちゃ、どういうことですか。

○邊見監理課長

先ほど申し上げましたが、道路法の市道認定の手続により、まずは議案上程を行い、それから御議決を経て告示等を行い、市道を認定する仕組みとしております。

○大田委員

それんときに出ちよるはずですよ、当然。その記録が、はっきりした認定外道路、市道として認定する、基準、分かってるんですか。

○委員長

邊見課長、時点がよく分からない回答になっとるんですけれども。（「そうなんですよ」と呼ぶ者あり）

最初に市道もしくは町道と認定したとき、段階があって、それ以降は全部、そのときの基準でやっておると、また議案上程もしてると。最初に市道もしくは町道認定されたときの基準は現在では不明であるという前提でよろしいんですかね。

○大田委員

それがおかしいって言ってるんだよ。基準がはっきり分からないからって、その基準があるじゃろうって言ってるんです。それを、基準が分からないから、今の現行しかできないんで、できないんで、それしか言わないから。認定した市道、認定外と、基準があるでしょうと。それを聞きよるだけ。

○委員長

最初の認定のときの認定したところと、しなかったところの、その基準があるかどうかというのを、今、お尋ねということですね。

○大田委員

そうやって何遍も聞きよるのに、そうやって答えんから。

○邊見監理課長

当時の基準についてというか、最初の頃の基準で、ちょっとお申出のあった時点かどうかは分かりませんが、過去には、土地が本市所有であることが前提であり幅員が4m以上であること、路面が舗装されていること、道路排水施設が適切に整備されていること、望ましくありませんが袋路、いわゆる行き止まりの場合は回転場を設けていることなどが基準だったように聞いております。

○委員長

それは、現行の基準ですね。違います。最初的时候ですか。

○大田委員

今の道路、伊保木にしても、同一地域にしても、舗装がされてるんですよ。その舗装はどこがやったんですか、そしたら。

○委員長

大田委員、市道についてということですかね。

○大田委員

認定外道路、生活道路。

○委員長

認定外道路と生活道路の、伊保木地区のそういう道路の舗装はどこがやったのかと。分かるかということですかね。

○邊見監理課長

道路の整備につきましては、道路法の道路だけでなく、いろいろな法律がございます。その上で、当時どのような経緯でそちらが舗装されたかというのは、あるのかもしれませんが、市道だから舗装するというようなものでもなかった時代もありますので、その辺りについては現時点では分かりません。

以上でございます。

○大田委員

分かりませんちゅうことはないでしょう。そこの住民が全部金出して舗装したんですか。そうじゃないでしょう。分かりませんってわけではないでしょう。

○邊見監理課長

一例で申し上げますと、西伊保木のほうになりますと、今、農道の西伊保木何とか線とか、A線とか名前がついてる道路がありますので、整備したときは農道のほうの予算を使ったのかもしれないというふうには考えております。

○大田委員

同一地域の道路はどねえなっちょるんですか。

○委員長

大田委員、もう一回お願いします。ちょっと今、聞き取れませんでした。

○大田委員

同一地域においてから、認定外と市道においてから舗装、認定外も舗装されてるわけよ。それはどうですかとお聞きしちよるんです。

○邊見監理課長

これまでお尋ねになっているのは、西伊保木、東伊保木のほうのお話だと思うんですけども、そちらの地区におきましては、市道以外の道路は、一部は農道の扱いとしておるものがありますが、そうでないものもありますので、そうしたものはどういった整備でできたのかについてはお答えはできません。分かりません。

○大田委員

お答えできないでから、答弁になるの。

○邊見監理課長

建設部では、基本的に道路法の道路を所管しております。その上で、法定公共物についても所管しておりますが、土地改良法による農道や林道その他いろんな道路がありますので、全ての道路についてこちらで把握し管理してるわけではございませんので、お答えは不可能と考えております。

○大田委員

光市内の道路は、全て管理者は市長でしょう。違いますか。

○邊見監理課長

道路の管理者ということでございますが、道路法には道路管理者というものがありますが、それぞれの法律によって、その管理者というものがそれぞれ違った意味合いで定めがあるだろうと思います。ですから、道路管理者が全て光市長というものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

同僚議員が以前質問したときに、光市内の道路は全て市長が管理してると答弁ありましたよ。

○邊見監理課長

道路管理者という言葉と、光市長が全て土地を所有してるというのは、ちょっと使い分けて説明をいたしました。

道路管理者というのは、道路法の定めがある道路管理者を私は申し上げましたが、委員さんが言われるのは、もっと広い意味の道路管理者と言われるのであれば、私が申し上げたものとは違っているというふうに考えております。

○大田委員

どういうふうに違ってるの。

○邊見監理課長

道路法の道路管理者につきましては、先ほど申し上げましたように、我が国の国土の交通ネットワークの整備のために道路を造るという目的から、いろいろと厳しい基準によって道路を造るような仕組みとしております。したがって、道路構造につきましても細かな定めがありますし、そうしたことから、不特定多数の車両や人が通行できるような道路を造るというのが道路法の道路でありますことから、そういった意味で、道路管理者というのは、ほかの法律の道路の管理者とは若干、意味合いが違っていると考えております。

○大田委員

認定外道路においても、不特定多数の車が通るでしょう。認定外道路は特定の人の車しか通らんのですか。

○邊見監理課長

道路によってそれぞれ交通量は違うかと思いますが、全体として、どこを市道とする、しないかという考え方は、交通ネットワークの中で、どこを重点的に整備していくとかいう問題だと思います。

認定外道路につきましても、全く整備が必要でないというふうには考えておりませんが、交通量が多いところとそうでないところの整備に対する考え方は若干異なってくるものと考えております。

○大田委員

それと道路管理者が市長でないという考え方、どこが違うんですか。

○邊見監理課長

法律上に道路管理者という言葉がつけてあるかどうかということで基本的には考えております。

○大田委員

だから、光市の全ての道路は光市長が管理者でしょう。

○邊見監理課長

委員おっしゃる管理者という言葉の意味が、私のほうではちょっと明確に理解できておりませんが、道路法における道路管理者というのは、法律に定めがある義務を負った者が道路管理者となっております。

以上でございます。

○大田委員

だから、道路法上による道路管理者は誰なんですか。

○邊見監理課長

道路法による道路につきましては、光市長が道路管理者となっております。市道につきましては、光市長が道路管理者となっております。

○大田委員

認定外道路に対しては光市長が管理者ではないと、今、はっきりおっしゃいましたね。その前のとき、一般質問で、先ほども言いましたように、同僚議員が光市における道路管理者は誰かと聞いたときに、光市長だとはっきり答えられたんですよ。その食い違い、どう説明するんですか。

○邊見監理課長

ただいま認定外道路の議論をしておりますので、私の道路管理者につきましては、道路法における道路管理者のことで申し上げておりました。先ほど委員が仰せの道路管理者につきましては、道路を管理する者というふうに理解して使ったものと考えております。

以上でございます。

○委員長

邊見課長、法定外公共物の財産管理者、機能管理者はどなたなのかというのは。その辺がちょっときちんと前提がないから議論が迷走すると思うんですが。法定外公共物の財産管理者、機能管理者あたりについては説明ができますか。

○邊見監理課長

法定外公共物につきましては、基本的には光市が土地の所有をしております。しかし、この法定外公共物には、いわゆる赤線、青線とありまして、それぞれ光市長が土地の管理はいたしておりますが、それを道路法の道路と同等の意味合いで管理する道路管理者かと言われると、それは異なるというふうに考えております。（「もう一回言って」と呼ぶ者あり）

道路法に定める道路管理者という意味合いとは異なるというふうに考えております。

○大田委員

だからね、認定外道路も、農道にしたって、同僚議員が聞いたときには、市長が道路管理者であると一般質問の答弁では言ってるんです。市道はもちろんのこと。それなのに、今の答弁は、何か私は、認定外道路は誰が管理するんか、全くお前ら勝手に管理せ

えちゅうような言い分に聞こえるんですがね。

○邊見監理課長

認定外道路は道路法による認定を受けておりませんので、道路法の規定は適用されません。

そして、あくまでも一般的な意味での管理ということ言えば、土地の所有者にも一定の管理する内容があるかと思えます。そういったものは、市長が管理する事項になるかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

認定外道路は、全部民間の土地ということ。

○邊見監理課長

光市が財産管理はいたしております。その上で維持管理につきましては、地元の皆様にもお願いしながら、その道路を使用するようというようなことで現在は維持管理を起きているかと考えております。

○大田委員

だから、市長が管理者でしょう。

○邊見監理課長

市長は土地の所有者という区分になろうかと考えております。

○大田委員

所有者は管理しないの。

○邊見監理課長

法定外公共物管理条例の第3条に、法定外公共物の利用者は法定公共物が市民の財産であるところを念頭に置き、常に良好な状態で利用できるようその保全に努めるとあり、市民の皆様に御協力をいただきながら、管理をしてきたというふうに考えております。

市といたしましては、境界確認やその土地に関するそういった法的なものが生じたときには、そういう事務を行っているというふうに取り扱っております。

○大田委員

事務しかしないの。そうなる。

○委員長

大田委員、もうちょっと具体的に質問。

○大田委員

今の答弁、事務を行っているという答弁で。

○邊見監理課長

先ほど、道路河川課長から申しあげましたように、法定外公共物が公共施設等に損害を与えるような場合につきましては、補助金等により整備するような制度も設けております。

以上でございます。

○大田委員

それから、今何ぼいうても答弁してくれないんだが、もう一つのことを聞くんじやが、材料支給、もう一遍聞くんじやけど、材料支給は自治会長さんが、「ここが壊れているよ。直したいんじやけど、これだけの予算がかかるよ」というて、先に申請して、それから市の職員が見に行つて、何ぼ、最高10万円までの材料支給をして、あとは自治会が協力してくれる方が勝手に仕事をしなさいよちゅう感じで今まで言われてきたんですが、たまたま年に一遍か二遍集まるときに、路肩が崩れたときに、それを直してある。写真も撮つてあるんです。

それで、これだけかかったんですがつて請求したら、現物支給じゃからお金は出せませんよということであったんですが、たまたまそれ、おつたからやっただけであつて、そういうときにはもしそれをやらないで車が路肩に落ちて、たまたまもし大事故になつたと。そのときの責任は誰がとるんですか、もう一遍お答えください。

○邊見監理課長

そのときの具体的な状況によつて変わってくるかと考えております。あと、市のほうでは道路賠償責任保険に入っておりますので、その保険については適用があるというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、たまたまそれが事故があつて、そのときの道路が悪いわけでしょう。崩れちよつて。何らかので。故意じゃなくて崩れちよつて、そこで脱輪して横転してけがしたとなつたら、道路の管理するものの責任になるんじゃないですか。保険があるからそれで対応できるところしかしませんとかいうんじやなくて、それは道路を持つちよる管理者の責任じゃないんですか。

○山本道路河川課長

その事故の状況により、市の管理瑕疵が問われると思いますので、個別にここでどちらの責任というのはなかなか申し上げにくうございます。

維持管理の原材料支給の件でございます。これは、やはり制度上、事前の申請ということがございますので、その辺りは御理解賜ればと思っております。

以上でございます。

○大田委員

制度上そねえなっちゃうから、材料支給しかできないと。路肩が壊れちよると、大勢の人が確認しちよるわけですよ。一人が崩してやったんじゃないくて、大勢の人が確認して、それで作業されたわけですよ。それが年がら年中集まってからくれるんじゃないからええが、皆さん自治会の人なんか、たまに1年に二編ぐらい集まって道路を清掃しようやというのを、たまたまそういうときに集まって、それで路肩が傷んじょったから路肩を整備したと。

一人じゃったらお前うそじゃろと言えるかも分からんが、たまたま多人数が見て、それで写真もあるわけですよ。制度上、先に見んにゃいけんという制度上であるから材料支給しかなないからという四角張った法律、制度上それしかできないというのはどうかと思うんです。

認定外道路だろうが、市道であろうが、そういうようなところをやった場合には、当然支給してもいいと考えられるわけですよ。制度上駄目だから出せませんじゃ、なかなか一般市民の方は何なんだというように思うわけでありましてよ。そこのところをもう一度考え直すわけにはいかんわけですか。

○山本道路河川課長

繰り返しにはなりますが、やはり事前申請ということで、もし地域の方々が集まって作業などをされるようなことがあれば、事前に道路河川課のほうにこういったことをするのでという情報をいただければ、職員が事前に見に行くといった対応ができる場所もあろうかと思っておりますので、御理解賜ればと思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは、事前に壊れちよるちゅうのが分かっちゃったら、それは事前にいいですよ。それは当然でしょう。たまたま草刈りやらしよったら路肩がいつているよちゅうのがあはずなんですよ。その、もう少し柔軟に考えてやってもろうたらどうかなちゅうだけですよ。もし事故が起きた場合には保険があるから保険の適用範囲しかできませんとか、そういう四角張ったんじゃないくて、もう少し人情味のある政策というのはできないものですか。

○山本道路河川課長

その件につきましては、貴重な御意見として賜っておきたいと思っております。

以上でございます。

○吉本副市長

委員ご承知のように、市から支出するお金というのは公金であります。

○大田委員

そうですよ。

○吉本副市長

その公金を支出するためには、やはりルールに基づいて公平、公正に業務を執行していく必要があります。先ほどから御質問がありましたけども、法定外公共物維持kンリ事業補助金交付要綱の第6条で地域の方がされる工事が構造であったり、工法であったり、事業費であったり、それらが適当であるかどうかあらかじめ確認をさせていただく必要があります。そういった市としてのルールに基づいて私どもも粛々と取り組んでおりますので、その辺りは御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

そういう場合、自治会の人が集まるのは大抵、祝日か日曜なんですよ。市に電話しても見に来てもらえるわけですね。そうなるよ。

○山本道路河川課長

市のほうに御連絡いただければ、交通の安全確保ということから現地を確認して、応急処置など必要な応急対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

今、土日でも見に来ていただけるかというような質問も入っておったと思いますが、そこについての回答もお願いします。

○山本道路河川課長

土日でも職員が行くようにしております。

以上でございます。

○大田委員

日曜も道路維持課がおるわけ。

○山本道路河川課長

土曜、日曜、祭日につきましては、市役所のほうに御連絡をいただければ当直がおります。当直から道路河川課の職員のほうに連絡が入り、現地を確認しております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、日曜でも来てくれるということですね。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

それで、日曜日でも来てくれるということでございますね。それで、もし認定外道路なんかで、道路に穴ぼこがあったと。見に来てくれたと。穴ぼこで腹の底を削ったと。そういう場合はどねえなるんですか。

○山本道路河川課長

先ほどから申しておりますとおり、事故の発生状況、その前後の維持管理の状況、市の対応の状況などなどを踏まえての判断になると思いますので、この場で瑕疵についてのお答えというのは難しいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに認定外道路についても、私は全て市道にしてほしいと願うわけですよ。それは、いろんなことを言われておりましたが、光市内の道路は全て市長が管理者であります。私道以外はですよ。私道以外は市長が管理者であります。だから、当然、市がその維持管理も当然なされるべきと、市道に認定してなされるべきと私は思っております。

インフラ整備ちゅうのがありますが、それでそれに対する維持管理費が膨大にかかるから、今のままでやれと。じゃあなくて、やっぱり全ての認定外道路のところに住んでおられる方も、同じように税金を払っておられるわけですよ。認定外道路のところの税金を払っておられないことはないんですよ。全部払っておられるんですよ。光市民の住民の方は。

だから、それは認定して市がインフラ整備をちゃんとするべきと私は思うんですよ。それを、そうじゃなかったからって突っぱねることはなくて、やっぱりそれは市道に認定して、維持管理はするべきと私は思っております。

次に、移ります。私、最近、ごく最近ちょっと建築現場を見ることがあったんですよ。そしたら、アスベストについて目の前に表示がしてあったんですが、アスベストでただ石綿板とか、それで調査した人の氏名が書いていないとかあったんですが、そのことについてちらっと市の見解をお知らせください。

○沖本建築住宅課長

アスベストを取り扱う公共工事ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

アスベストの建材を取り扱う公共工事は、解体工事、改修工事などありますが、令和2年7月に石綿障害予防規則というものが厚生労働省から出されておりますが、これが改正されて工事業者は規模の大小にかかわらず、工事を行う際に施工箇所に用いられている全ての建材のアスベストの有無を調査することが義務づけられました。

もし、アスベストが入っていればその調査結果を労働者の見やすい位置に掲示をする必要があるというふうになりました。

以上でございます。

○大田委員

工事に入る前に、このたびは天井が石膏板を使っているということでありましたが、石膏板の中にもケイカル板とか圧縮石綿板とか、アスベスト板といろいろあるんですが、ただ石膏板しか書いてなかったんですよ。それに対するいろんな含有量が、アスベストの含有量が違うわけですよ。そこは、事前調査をなさいというふうにうたっているんですが、そのこのところはどうねえされていますか。

○沖本建築住宅課長

まず、看板に書かれてある、こういった建材に含まれているか、こういった記述をするところがありますが、これについては詳しくどここの場所に何%含まれていますよという記述までは必要なく、アスベストが入っているか入っていないか、ケイカル板であるとか、プラスターボードといった建材に入っているかどうか、そういう明記だけでいいと思います。

以上でございます。

○大田委員

だから、要するに石綿板の中にケイカル板もいろいろあると、それを調査した人の名前が掲示されてなかったんですよ。そういうのは今掲示されるようになっておもうんですが、そのこのところはどうですか。

○沖本建築住宅課長

先ほど申しあげました石綿障害予防規則では、令和5年10月から有資格者による調査が義務づけられます。令和5年までは緩和措置ということでそこまでの記載の必要はないと考えております。

以上でございます。

○大田委員

だから今令和2年じゃけ、まだ猶予があるからその氏名は書かなくても、まあまあちゅうとこで、それでそれに対する石綿板、ケイ酸カルシウム板かそこは分からないんですが、それを工事するところにおいて事前調査、工事予定基準か、それで作業基準、それで工事をしたときのこと、それから廃棄物の書類を出されると思うんですが、そ

のところをよくちょっと教えてください。

○沖本建築住宅課長

一般的に工事監理と申しますが、工事が適正に行われているかどうかというのを監視する業務がありますが、この作業の中で、その解体廃材をどこに持っていくのか、誰が運搬するのかというのは、いろいろな法律がありますので、その法律の中で行われているかどうかというチェックはいたします。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、このたびも要するに調査してから、ケイカル板でやっておると、そしたらその処理をどういうふうにするかというのも、工事の施工計画やら廃棄物にしろ、当然出されて確認もされているわけですよ。

○沖本建築住宅課長

委員仰せのとおりでございます。

以上です。

○大田委員

そこに対する、今回天井であったんですが、外壁にも以前リシンやらにもアスベストが含まれているというようにお聞きしているんですが、そのときの調査というのは今まではされたことないかも分かりませんが、しなくちゃいけないようになっているはずですが。

○沖本建築住宅課長

外壁の塗装にアスベストが含まれているかどうかというお話だったかと思いますが、過去、塗装メーカーのほうから昔の塗装の材料に実はアスベストの原料が混ざっていた、というお話がありまして、今現在はこういったものを解体したり、改修をしたりという作業の前には、工事の設計段階のときに、専門業者にサンプルを取らせて、その中にアスベストが入っているか入っていないかを確認した上で設計を行っております。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ現在、室積新開の建物も解体に入ろうとされているんですが、その調査をされておるんですかね。

○沖本建築住宅課長

専門業者のほうでサンプルを取って、調査をしております。

以上です。

○大田委員

それは、山口県内の業者、光市の業者、それとも県外の業者。

○沖本建築住宅課長

設計事務所に設計委託をしております、その中でアスベスト調査という項目をしてもらっていますが、県内の業者であるということをお聞きしております。

以上です。

○大田委員

要するに、アスベストは年間1,500人ぐらい出て現在おるわけで、それを、肺にたまったので訴えられたら、ほとんどのが、訴訟において、国・県が負けているわけですよ。もし、そのところで、もし市内の公共工事で発注した場合に、そういうふうな事例が出た場合は、市と県・国のほうで面倒見るようになるわけですか、それとも国が面倒見るんですか。

○沖本建築住宅課長

具体的な調査等が必要になってこようかと思いますが、まずは工事の発注条件に、アスベスト除去等の工事に必要な費用が含まれていたかどうか、または工事業者が法令を遵守しながら工事できるような配慮がされていたか、またアスベストの使用状況が伝わっていったかなど検証した上で、対応を考えていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○大田委員

そのとき、私はその書類が40年間保管されなけりゃいけないというふうにお聞きしているんですが、そのところをちょっと教えてください。

○沖本建築住宅課長

これも令和2年度に改正をされました石綿障害予防規則の改正項目の中の1つにございますが、工事を行う業者に対して、労働者ごとに、アスベストの取扱作業に従事した期間、作業の内容、保護具の使用状況等を記録し、40年間保存することとされております。

発注者としましては、工事の監理上、こういった書類の提出を求めることはあるかと思いますが、工事業者のほうで40年間保存していただくというのが規則でうたわれております。

以上でございます。

○大田委員

その発注者は、どのぐらい保存する義務があるんですか。

○沖本建築住宅課長

発注者につきましては、通常の文書管理で定めた10年ぐらいは保存しておかなきゃいけないだろうと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと、すみません。何年かちゅうのがちょっと、聞き取りにくかったんですが。

○沖本建築住宅課長

おおむね10年と考えております。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、10年は、その書類は保存されておるよという理解で、それ以降は、保存しておるかどうかちゅうのは、そこのところはまだ分からないが、10年は確実に保存すると。

書類は10年は確実に保存して、それ以上も保存する場合もあるかも分からないということですが、アスベストは大変重たい病気でありますから、以前もアスベストの対策はいろいろされていると思いますが、今後も、外壁による塗料なんかもアスベストの含んでいるということで考えられるわけありますので、そこはより慎重に、誰が検査したのかとかいうのははっきりと明記して、安全に工事をされるようお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○仲山委員

3月議会で取り上げました、国道188号線の歩道に絡むことであります。

無電柱化ということについて、取り上げさせてもらいました。歩道の安全な通行のため、ぜひ戸仲から室積方面の無電柱化が早期に実現されることを期待しているわけですが、これは国道の工事でございますので、国道事務所にしっかり、切実さの伝わる要請を、お願いをしてきたと、こちらは理解しております。その働きかけの状況、先方の国道事務所のほうの反応あたりについてお伺いします。

○邊見監理課長

これまでの本市の取組状況といたしましては、令和3年1月に、中国地区電線類地中化協議会山口地域部会の会長から、次期無電柱化推進計画における整備希望箇所についての調査があり、本市におきましては、先の議会でお答えした、現行計画に掲載する国道188号の室積一丁目から光井一丁目までの区間を引き続き要望箇所として回答したところでございます。

また、令和3年7月に、山口河川国道事務所から、国において本市が要望する区間の

電線共同溝の予備設計を行うため、電線共同溝の収容物件に係る調査があり、本市では、市内全課に対して、本市が所有する物件について、共同溝に収容する物件の有無、収容条件等について照会を行った結果、政策企画部が保有する地域イントラネット用の光ファイバーケーブル1件が該当したことから、国に対して、当該物件1件について8月に収容条件等の回答を行ったところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ちょっと、理解が、できてないところで申し訳ないですけど、道路の無電柱化ということだけではなくて、その通信網の関係からも、その要件として要望するという形になったということ、理解でよろしいでしょうか。

○邊見監理課長

電柱に架線してあります物件の1つが本市の光ファイバーケーブルでございましたが、こうした物件を電線共同溝に収容するための調査がございました。

あくまでも予備設計でございますが、こういったものを収容するのか、そうしたものを共同溝に収容するためにはこういった条件になるのか、ということ調べる調査がございました。

以上でございます。

○仲山委員

実際にその無電柱化に伴う共同溝の設計に関わる部分かと思えます。そこまで、少しずつではありますけれども、現実化に向けて進んでいるのかなと思えます。引き続き、しっかりと働きかけをお願いしておきたいと思えます。

次に、市営住宅の廃止や解体についてです。

公共施設等総合管理計画の関係で、推進の対象として学校施設と並んで市営住宅は、大きな取組対象であると理解をしております。老朽化の進んだものから順次廃止に努めていただいているところと思えますけれども、進捗について伺います。

○沖本建築住宅課長

市営住宅の用途廃止の進捗状況につきましてでございます。

これまでに光市営住宅等長寿命化計画で用途廃止として定めております7団地、101戸のうち、現在までで、南汐浜住宅6戸、汐浜2区住宅10戸、上島田住宅9戸、虹川住宅4戸の合計29戸を解体しております。

さらに、光市公共施設等総合管理計画の市営住宅の項で、さらなる総量の縮減を目指すとしておりますことから、亀山住宅、三輪中央住宅等、老朽化して空き家となっていた住戸10戸を解体しております。

全部で合わせますと、全部で全39戸の住戸を廃止しております。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。着実に進めていただければと思いますが、これは、進度として、おおむね予定している状況で進んでいるのか、想定していたよりも少し遅れぎみとか進んでいるとか、その辺りに関してはどうなんですかね。

○沖本建築住宅課長

進捗状況につきましてですが、入居者の方がいらっしゃいますので、目標として何年度までとはなかなか立てにくい状況ではございますが、残る用途廃止住宅の進捗率とすれば、現在28.7%、101戸のうちの29戸で28.7%でございます。

現在もその用途廃止の対象となっている入居者の方にはですね、おおむね令和7年度までには、どちらかへの移転をお願いしたいとは申ししておりますが、お年を召された方もいらっしゃいますので、現実にはなかなか厳しい状況ではございます。

以上です。